

令和7年第6回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和7年12月9日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	12月9日午前9時0分宣告（第2日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 ま ち 未 来 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 こ だ も 支 援 課 長 観 光 産 業 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 総 務 防 災 課 参 事 健 康 保 険 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 福 井 伸 幸 木 崎 広 親 東 川 美 和 浅 井 実 千 代 西 岡 直 美 竹 吉 一 人 酒 井 智 志 吉 田 尚 起 西 岡 亨
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 事	浅 井 利 育 高 橋 恭 世 川 原 千 幸
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 7 年 第 6 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 7 年 1 2 月 9 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	9 番	井戸 太郎	1 国民健康保険税の負担不公平と、子育て世帯を守る制度のあり方について
2	8 番	山口 昌亮	1 学校給食の無償化について 2 こども園の保育料について 3 学童保育所の運営について
3	1 1 番	森田 勝	1 出生者減少を見据えた小学校を 2 町社会福祉協議会改革について 3 ハラスメント防止条例の制定を 4 災害時の一時集合場所の自治会館（集会所）は安全か
4	6 番	稲月 敏子	1 公的な災害用井戸の設置を 2 住宅地に侵入する鳥獣対策について
5	7 番	植田 いずみ	1 喜ばれるゴミ袋の配布事業に 2 可燃ごみ処理の委託について 3 小中学校のトイレに生理用品の設置を
6	5 番	山本 隆史	1 負担の少ない自治会運営と公平性の確保

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和7年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は11名の議員から提出されております。本日は、発言順位1番から6番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号9番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○9 番

おはようございます。議席番号9番の井戸でございます。

今日の一般質問は、国民健康保険税の件でございます。

制度の不具合等いろいろございます。私自身、令和元年9月議会におきましても、国保税と協会けんぽを1年ごとに入れ替わることによって、収入の倍以上の所得という計算になって負担が大きくなるという指摘をいたしました。その件について、当時の課長の答弁も、これから県統一化になるので、そのときによっていろんな不具合とかが修正されるのではないかと、予想でございますけれども、という話になっておりました。昨年、令和6年度から県統一化になったわけですが、今回は、それも全部踏まえた上で、ちょっと国保、問題があるのではないかとということで提案させていただきます。

では、中身に入りますので、よろしく願いいたします。

大きく一つです。国民健康保険税の負担不公平と、子育て世帯を守る制度のあり方について。

平群町では、国民健康保険に加入している自営業や非正規雇用、社保未加入会社の雇用者、農業等で生活を支える家庭が少なくありません。国保加入世帯は収入が不安定になりやすく、特に子育て世代では、まず家計を守らなければ未来を描けないという切実な状況があります。

今回の質問は、制度批判ではなく、同じ町に住み、同じ子どもを育てていて

も、親の働き方だけで年間20万円から30万円の負担差が生じる現実を目を向けませんか。そして、それを踏まえ、政策提案をしたいと思います。

まず、モデルケースで見る格差を指摘したいと思います。

今回の件ですと、4人家族、夫婦、小中学生2人、ざっくりこういう、よくある国が示している4人家族、子ども2人という設定にいたしました。一応夫婦は40歳以上ということで、介護の負担もしているということです。社会保険料その他の130万円と仮定しております。これは、2人分の国民年金42万円ぐらいと、国民年金基金が年間70万円から80万円ぐらいの設定で、将来、10万円ぐらいもらえる設定にしております。65歳から10万円程度もらえるのではないかとというぐらいの金額にしております。

総所得でございしますが、200万円、250万円、300万円という形で一応計算してみました。この、なぜ200万円、250万円、300万円としたかということ、これも確実に想定ということなんですけども、あくまでも仮定なんですけども、大体今、社保に加入されてる方の平均年収が550万円ぐらい、国保が400万円から450万円ぐらいとなっています。中央値、平均から中央値は下がりますので、これが50万円から100万円ぐらい下がるということで、400万円から450万円から50万円から100万円を引くと、大体350万円ぐらいになるのかなというわけで、それよりも下の低所得という形で200万円、250万円、300万円といたしました。結構この割合が多いのかなと感じております。

今回、負担率を見ていただきますと、総所得が200万円の場合は国保税が約42万円かかります。可処分所得は、全部引いてしまうと、もう28万円でございます。もう28万円しか手取りがないという状態ですね。負担率が、可処分所得に対しての国保税が149%です。総所得が250万円ですと、同じように税が49万円になりまして、負担率が71%。300万円ですと、国保税約56万円で、負担率53%でございます。

一方、社保はいずれも負担率が約8%で、労使折半で本人負担は4%であります。これは、どの数字を見ても、200万円も250万円も300万円にしても、大体負担率は約8%、本人は負担が4%でございます。また、この場合、また違う観点なんですけど、所得税と住民税に関しては社会保険料控除が、国保です、認められるんですが、総所得200万円では所得税は非課税になります。住民税は、均等割のみで、約5,000円になります。ここは累進課税という形になっております。しかしながら、国保税に関してはこの控除は一切なくですね、所得割分が増えた上で大きな差が生まれております。また、上記を見たように、低所得のほうが逆累進課税になってございます。

小さく1でございます。町は、この年42万円の国保負担で残り28万円です。暮らすという状況をどのように認識しているのでしょうか。所得税、住民税では非課税に近い世帯が、社保加入と比べ、国保加入では重い税を負担する現状、逆累進課税という問題。トータルで見て、公平性・妥当性について、町の見解を伺いたいと思います。

子どもにまでに均等割がかかる問題。また別の視点から考えてみたいと思います。

国保には、子どもにも均等割が存在しております。ちょっと資料には書いてないんですけども、均等割だけは書いてるんですけども、そこには後期高齢者支援金も含まれております。資料5が詳しいですね、資料5ですね。具体的にちょっと本当は、この中のそれぞれの分も、どれぐらい子どもが後期高齢者を負担してるのかというのを、データをちょっと入れてなかったものですから、ちょっと分かりにくいかなと思うんですけども、具体的にいきますと、支援金分は小学生、中学生共に1万1,500円で、後期高齢者で所得ゼロの小学生にも1人当たりの負担が生じる上に、今回のモデルでは、子ども2人で約5万円になる、これは全体ですけども、支援割はもう少し少ないんですけども、そもそも社保には子どもの均等割がなく、この部分はゼロ円なんです。

2番目なんですけども、収入のない子どもが後期高齢者を支援するということの論理性、妥当性についてはどうでしょうか。

3番目でございます。また、未来の納税者であり、働き手であり、そこに負担が乗る設計は、将来投資の観点で妥当でしょうか。これらの視点を踏まえて、町の見解を伺います。

また別の観点から。親の雇用形態で子の負担が変わるという格差。

同じ所得200万円でも、国保加入総負担約42万円、子ども支援分もありということで、社保加入企業折半で実質約8万円。この負担差は年間約30万円に及びます。この差が、教育、習い事、進学、体験格差に影響すれば、それは町全体の未来にも影響し得るのではないかと思います。

国保21%、社保29%という現役世代の全国加入率を踏まえ、これは資料の1ですね、全体は30%ぐらいなんですけども、現役世代、仮に20歳から60歳といたしましたら大体21%ということになります。この負担構造は、町もどう捉えて、子育て支援上、どのような課題を認識されているのでしょうか。

ほかの観点でちょっと付け足しますと、みんなで支えるという考え方の均等割なんですけども、実質、子どもに関しましては、この国保加入世帯の21%の部分の子どもがいる世帯ですから、半分としても10%の方の子どもたちだ

けが、要は後期高齢者の負担をするというのはちょっとどうなのかなというの
も感じております。

平群町が取り得る改善策でございます。これはあくまでも私がこうしたらいい
んじゃないかということで提案させていただきます。ぜひとも実施していただ
きたいと考えております。

これらの小さな小さな一つ目、現状を踏まえて、問題解決のための法改正を
国へ強く要望していただきたいと。

これと、2番もそうですね、社会保険料控除の導入を県・国へ要望していただ
きたい。

ここは、はっきり言いまして、国ですね、国保税のルールというのは、まず
国民健康保険法77条と地方税法703条に基づく国会が決めた法律でござい
ます。ちょっと私として何だかなと思うのはですね、この制度ができたのがい
つかといいますと、100年以上前なんですね。戦前ですね、100年以上前
につくられているところからあまり変わっていない状況ということで、ちょっ
とどうなのかなと感じております。ぜひともこれ、1と2はよろしく願いい
たします。

3 法定軽減についての町民への周知。法定軽減というのは、所得が低い方に
応じて7割、5割、3割と、その所得に応じて、均等割ですね、軽減されるよ
うになってございます。しかしながら、平群町では7割、5割に関してはまだ
発表してないんですかね。インターネット上でも出てこないんですよ。2割
軽減に関してはどうなのかというのもちょっと知りたいところでございますけ
ども、全国標準でいけば、例えばこの所得200万円世帯ですと2割軽減ぐら
いになるのかなと思っておりますが、平群町の現実の問題というのをちょっと
教えていただきたいと思えます。

町民周知ということなんですけれども、町民周知、全国的に見ますと、対象者
の6割しか軽減を受けていないという現実があります。ちょっと平群町ではど
うなのかわからないんですけれども、そこがありますので、平群町がもし同じよ
うなものであれば、生活苦しいのに6割しか申請してないというのは、やはり
ちょっと広告不足ではないのかと、周知不足ではないのかなと。正直、私自身
も知らなかったのも、国保運営協議会の委員だったこともあるにもかかわらず
知らなかったというのは私としてもちょっと残念なところなんですけれども、
町民への周知も必要ではないかと思えます。現状と、その周知に対する考え方
をお聞かせください。

小さく小さく四つ目、特例減免の基準、運用を事業の実態に即した見直し。

法定軽減のほかに特例減免というのがございますけれども、これの基準が物す

ごく厳しいんですね。特例減免というのは払えない人なんですけども、その基準となるのが生活保護という基準なんですね。これは全国的にそうなんです。だから、平群だからどうというわけじゃなくて。

そもそも特例減免というのは、市町村が独自でやっている福祉的な要素でつくられた部分があります。しかしながら、先ほど言ったように、生活保護基準にしてしまうと弊害が生じてきます。この弊害についてですね、その辺もどの程度認識されているのかも含めた上でこの辺を考えていただきたいと思います。ぜひともその辺、説明も含めてよろしくをお願いします。

小さく小さく5番目、均等割の軽減対象を未就学児から小学生、中学生へ拡張すべきではないかと。

これはですね、私も忘れもしない11月27日の日ですね、私はもうそれ以前にこれを作ってたんですけども、11月27日に、厚生労働大臣の諮問機関ですね、ここが発表いたしました。もろにですね、均等割軽減対象を未就学児から、未就学児は、3年前ぐらいから未就学児だけ、5歳ぐらいまでのお子さんは半分にしてるんですけども、そこに、小学生、中学生を拡張すべきではないかと、ここに書いてるとおりでございます。私はそう思ってたんですけども、国がですね、その厚生労働大臣の審議でもう決まって、事実上決定いたしました。これが、小学生、中学生、高校生も、子育て支援の観点から、全部もう半額にするということですね。

しかしながらですね、すごい僕の中ではうれしかったんですけど、これが26年の4月からなんですね。ということは、1年半ぐらい先になってしまうという。

「7年」の声あり

○9 番

27年4月。はい。2027年4月。

これはお笑いなんですけど、本当に、僕もよく分からないんですけども、同時に決まった増税分ですね。最高分を2万円上げるっていうことに関しましては、同時に決まったことにもかかわらず、この次の4月、もう1年前から2万円アップするということが決まっちゃって、不思議だなと思っております。

私としてはですね、ここで新たに5番目をあえてを残しておいたのは、国が1年半かかるのであれば、それまでの1年間だけでもですね、均等割の軽減ですね、小中高、平群町独自でやるべきではないかと思えます。ぜひともこの辺もよろしく願いいたします。

6番、国保高負担世帯を就学援助対象に追加して、給食費や教材費で支援してはいかがかと思えます。

これも、結局制度の穴場ですね。この200万円世帯ぐらいでありましたら、きっと、そもそも住民税5,000円だけなので、非課税扱いとなって、もともとある準要保護とか受けれるんですけども、250万円、300万円になってくると、ちょっとどうなるのかなと、無理なのかなと、現状では無理なのかなと思うので、この辺ですね、どこまでにするかも含めて、プラスアルファで、正直厳しい、250万円であっても71%の負担率ですから、もうはっきり言ってむちゃくちゃな状況なんですね。ですから、真面目にお金を払う人、ちゃんと国民年金も国保にしても、将来のこともきっちりお金を国に納めてる人に関してはやっぱりある程度緩和というか、手を差し伸べるべきではないかと思っております。

小さな7番目でございます。その他平群町ができ得る措置、制度等を検討していただきたいということで、私が考えが及ばないところも、専門家ならではの発想、いろいろあると思えます。実際、住民の方々が、この国保が払えないからどうしたらいいのかということに関してですね、それなりの方法はあります。でも、かなり厳しいし、分からない部分もあります。そこも含めて、住民が取り得る国保税の軽減の仕方、軽減というか抑えるやり方ですね、もし分かっていたら、それも教えていただきたいです。

最後になりますけども、国保と社保、制度が異なります。しかしながら、同じ平群町で子どもを育てているという点は同じでございます。制度の違いが将来の格差になることは避けたいと思っております。また、制度自体が問題なかったとしても、運用の段階で実質利用できないというのは本当に悲しいです。本町の子育て世代にあと一步寄り添う判断をお願いしたいと思います。ぜひともよろしく、いい答弁をお願いいたします。

ちょっと内容が内容ですので、答弁はゆっくり、私も混乱しておりますので、ゆっくり答弁のほう、お願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の国民健康保険税の負担不公平と、子育て世帯を守る制度のあり方について、順次お答えをさせていただきます。

まず前段で、現在の日本の医療保険制度は、全ての国民が公的医療保険である被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度のいずれかに加入することになっております。それぞれ、いずれの医療保険制度も法で規定されておりますし、それにのっとって制度運用されております。まず、このことを申し述べまして、それぞれ順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。モデルケースで見ると格差について、町としての認識をお尋ねいただいておりますけれども、人々は日々の生活費のやりくり、健康の維持、子育てや将来の不安など、個々個別に様々な環境の中で生活をされていることかと思っております。そのことを踏まえて、町として、その認識や見解などを示すことにつきましてはできかねると存じますので、よろしく願いをいたします。

続いて、国保加入による逆累進課税についてでございます。

国民健康保険の税額を算定する際、法令により定められました所得基準を下回る世帯につきましては、均等割額、平等割額の7割、5割、または2割を軽減する制度がございます。また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額を5割軽減する制度が適用されております。

次に、2点目及び3点目の収入がない子どもが後期高齢者を支援することの倫理性、妥当性、また未来の納税者であり働き手であり、そこに負担が乗る設計は、将来投資の観点で妥当かどうかについての御質問でございますが、後期高齢者支援金は75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を財政的に支えるための現役世代が納める拠出金であり、社会全体で高齢者の医療を支える仕組みの相互扶助の一環として負担していただくものとなっております。

次に4点目、親の雇用形態で子の負担が変わるという格差についての御質問でございますが、それぞれの世帯の生活実態や雇用形態には違いがあり、全ての世帯が同一ではございませんので、一律に町としての認識や見解などをお示しすることに関してはいたしかねます。

次に5点目、町が取り得る改善策の七つの御提案の実施についてでございます。この御提案には教育委員会への御提案もございしますが、併せて私のほうから御答弁申し上げます。

御提案のうち、国民健康保険の制度自体に関わる部分に関しましては県単位での運営となっておりますので、制度や措置については、その趣旨から、町が単独で実施すべきでないと考えております。しかしながら、県単位化により実施しているとはいえ、これまでに未就学児均等割額軽減対象者の年齢拡充等に

ついて、県下各市町村の意見を一つに取りまとめまして要望を行ってきた経緯もごございます。各市町村の意見集約の中で、地域住民全体にとって有益と判断される事柄につきましては、引き続きこれまでと同様、要望してまいりたいと考えております。

次に、周知広報等につきましては、制度の内容を分かりやすく記載して作成したチラシの活用を行っております。一括更新時であったり納税通知書を発送するときなどに送っておりますし、町の広報紙やホームページの掲載を必要に応じて行っておりますので、今後も引き続き、周知啓発に努めてまいります。

最後に、就学援助制度については、公立の小中学校に就学し、経済的な理由で給食費の支払いや学用品等の購入が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。また、対象者は、生活保護法による保護の対象となる要保護者及びこれに準ずる程度に困窮している準要保護者が対象となります。

御提案にある国保高負担世帯については、世帯で一定の所得があるため、現行制度の趣旨から逸脱しており、就学援助の対象とするのは困難であると考えております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○9番

ちょっとね、小さく1点目、2点目、3点目に関して、イエスでもノーでもないという答弁なんで、妥当性があるかということ、制度的なもんは決められてるんで、町の職員としてもそうですけども、それに従うのは当然といえば当然なんですけども、その中身が、要はこういう現状に関して妥当か妥当でないかという判断です、客観的に見てね。それを聞いてるんで、それを答えられないというのは、ちょっと僕の中では逆に意味が分からないといいますか、妥当性ですから、制度自身が、これ、不具合があるんじゃないかということ認識していただきたいんですけども、その点でもう一度ちゃんとした答弁をお願いします。ちょっとこれが基本になってくるので。

あと、大きな5番の4、5に関してと7に関して答弁がございませんので、その辺の答弁をもう一度お願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません。まず、制度について妥当か妥当でないかについてということで

ございます。

先ほど私、答弁いたしましたとおり、それぞれこの国民健康保険の制度につきましても、法で規定をされて、それにのっとりまして我々も制度運用しておりますので、それにつきまして、妥当か妥当でないかという御質問でございますが、それについては、それぞれ制度にのっとりまして運営をしておりますので、それが全てということでございます。

すみません、答弁漏れがあったということで、4、5、7について、改めて詳しく御答弁申し上げたいと思っておりますが、特例減免の基準運用を事業の実態に即した見直しということについてでございます。

国民健康保険税額を決定する前の各種軽減制度につきましても、必要に応じて町の広報紙への掲載を行い、ホームページにも周知をしておるところでございます。納税決定額の災害等減免等につきましても、納付相談を実施して、状況に沿った対応を実施しておるところでございます。

次に、均等割の軽減対象を未就学児から小学生、中学生への拡張をということでございますが、これまでに国保税の均等割額半額軽減の対象を現行の未就学児から18歳以下の子どもまで適用拡大するというところで、子どもに係る国保税の均等割額の将来的な全廃を含めて軽減割合の拡充を図るなどの市町村の意見を取りまとめまして、奈良県町村会を通じまして県へ要望しておるところでございます。

県は、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨にのっとりまして、対象範囲の拡大、軽減割合の拡充について国に対し、全国知事会や近畿府県民生主管部長会議などを通じて要望が行われておるところでございます。

今後も、市町村の意見集約の中で、地域住民全体にとって有益と判断される事柄につきましても、実現に向けて、県を通じて国へも要望を行ってまいるところでございます。

最後に、平群町ででき得る措置、制度を検討するというところでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、県で単位化で実施をしておるところでございます。県におきまして、県全体の必要総額に公費であったり、県の国保特会の基金などを負担抑制財源として投入されて、そこに国が示す係数を基に算定及び決定をされておることということで、市町村ごとの医療費水準が反映されないということで、医療費の水準が高い本町といたしましては、これらについては有益な運用であるというふうに考えてます。

このことから、県の単位化の趣旨に反しまして、町独自に事業実施を行うということになりますと、納付金の算定時に県全体で行われる抑制措置などが受けられなくなりますので、それらのデメリットが生じるということで、町単独

での実施というものはすべきでないという考え方でございます。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○9 番

何かもう、ちょっとね、今の答弁の中で結構もう矛盾してるかなという部分はあるんですけども、あと、私が質問した内容、ちょっとここに通告している中身の中で深く質問してる部分もあるんですが、そこ、一切答えていただけてないのがちょっと悲しいんですけども。

まず、先ほどの小さく1番、2番、3番について、4番もか、妥当かどうか判断できないということなんですけども、先ほども言うように、全国知事会であったり全国市町村会であったり、全国市町村議会連合会であったりしてもですね、ちょっと制度が問題あるから要望上げてるんですよね。問題あるというか不満があるから、もう少し国庫からお金を出してくれという要望や、それぞれの要望がございます。その中で、平群町だけがお答えできない、妥当性判断できない、ちょっとそれもおかしいのかなと。どう考えても皆さんが、いや、これ妥当じゃないから、そこの分だけ直してと言うてるのにもかかわらず、平群町は分からないというのはちょっと正直どうかと。そういう考え方で、例えば窓口に来た方の、相談された方の痛みに添えられるのかなという疑問があります。やはり、同じ相談に乗るにしても、真っ当な相談を受けるときでも、その相談はもっともだけど、実際不具合もあるけども、でも、制度上こうなんですというのとですね、いやいやいや、もうこれ駄目なんです、これ妥当にやっておりますと、それをもし住民さんに言うと、もう住民さんの受け取りは全然違いますよね。その辺はですね、やっぱり考え方として、やっぱり不具合は不具合があるんじゃないかということを一応認めた上で改善していかないと次に進まないんじゃないかと私は思います。

そういう意味で、これだけはもう再確認でございます。妥当性があるかないか、答えられないのか、もう一度お願いいたします。

小さく5番目のさらに小さく1、2に関しましては、そのまま要望はしていただくということでいいんですけども、3番目もそうですね、町民への周知で、4番、5番に関しても、私の質問からはちょっときっちりした答弁が頂けなかったのもう本当に簡単に言えば、事業の実態に即した、実態は、要は、減免基準が生活保護基準ということですね。これに関して、これ、じゃあ不具合が起きるんじゃないのという話なんです。こちらはもう分かっていますけど、一応そういう不具合に関して、具体的に実際にそれを実行するに当たって困っ

てる方が救えてるかどうかという観点から、きちんとした答弁をお願いいたします。

5番目に関しても、これも何かちょっとよく分からない答弁だったんですけども、要は1年間、国が27年4月からはやるけどもというので時間が空いてるので、その間に平群町だけは埋めましょうよということですね。ここの1年間だけの経費負担ですね。これも正直知れてるんですけども、しないというのでどのくらいのお金が必要で、どのくらいを考えておられてしないという方向に持っていったのか、その辺もお尋ねします。

6番の準要保護世帯があるんだから、それに関しては、これが矛盾するということですけども、矛盾するわけもないんですよ。準要保護世帯プラス国保でこういう大変な方々を救ったらどうだという話なので、もちろん町としても区切れますので、どこまでにするとかもできるので、一切しないというゼロという考え方じゃなくてもいいと思うんですね。何も100を求めているわけじゃないですから。ですから、その辺について、もう一度答弁よろしくをお願いします。

小さく5番目の小さく7番目、その他、平群町ができ得る措置、本人ができ得ることは何かと。これも、私のほうでも検討しまして、幾らかあるんですけども、町のほうからちょっとお聞かせ願えないのかなというので質問させていただいております。ぜひともそこも答弁ですね、詳しく、もう少し深くですね、どうしたら、このしんどい部分を直せるのという部分ですよ。ここをもう一度お聞かせください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、幾つかまた再質問いただいておりますので、また答弁漏れなどありましたら御指摘も頂けたらと思います。

まず、妥当か妥当でないか、繰り返しの答弁になりますけども、法にのっとって運用しています。県単位化に基づいてやってるということでございますので、それについて、我々各市町村が法でまた制度でやっていることを妥当か妥当じゃないかということについてはお答えを差し控えさせていただきたいという答えでございます。

先ほど議員おっしゃられましたように、制度の不具合とかですね、そういった疑問に関することに対して、それぞれ各機関を通じて要望を行っているのに、平群町だけはしないのですかということでございますが、そういったことではなくて、私、一番最初の御答弁でも申し上げましたように、地域住民全体にと

って、制度改正をすることによって有益な事柄であれば、それはもちろん、各それぞれ市町村とも連携をして要望を行っておるところでもございますし、その成果もあるということでございます。

あと、それと窓口対応のこともおっしゃっていただきましたけれども、我々、決して住民さんが相談に来られてですね、そういったむげな扱いをしているということにはございません。必ずその方々、皆さん、生活しておられる実態は違いますんで、その内容について詳しく聞き取りを行った上で制度の内容を十分に御説明をさせていただいて、御納得を頂いた上で、それぞれ国保税についてはお納めをいただいたりしてるということでございますんで、その辺りについては語弊のないようによろしく願いをいたします。

あとそれと、町で単独で仮に何か制度をやった場合に出てくる不利益ということでの額の算定ということですが、それについては、今のところ、額の算定はできませんので、お示しすることができないということでございます。

あとそれと、先ほど申し上げましたように、納付相談の実態に応じて、状況に添ったような形、減免、生保、分割納付などについては、それぞれのその方々の生活実態に応じて相談に乗らせていただいて終始実施をしておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

井戸議員。

○9番

ちょっと私の質問がややこしいのか難しいのか、ちょっと微妙なんですけど、ちょっとお答えいただいてないなというのが。要は、私の解釈の中では、今聞いた感じだと、5番目の均等割とかをしてしまうと、6番目もそうですね、就学援助対象を増やすと、ちょっと県からペナルティーがあるということですかね。ペナルティーがあるならあるで、ちょっとそれはそれで導入も大変だなと思うんですけども、私が聞いた4番目ですね、特例減免の基準運用、生活保護基準と言いました。これによって、どういう弊害が起きてますかということなんですよね。これについて、もう答弁ないので、私のほうからちょっと説明させていただきます。

結局何が問題かといいますとですね、特例減免が生活保護の基準であるということは、問題は資産ですよね。所得が一切なくても資産があれば生活保護は受けられないんですよ。資産とは何かという考え方なんですけど、普通1か月分とか3か月分と決まっていますよね、支給の。20やったら60万円ぐらいですかね。でも、この方々は、例えばこの4人世帯にしますと、普通に考えて、

例えば200万円にしてもですね、運転資金ですよ。運転資金であるとか立替えの費用ですよ。普通に考えていくと、立替えの費用、それから将来投資の費用だとか、そういう事業を行う上で、していくお金が必要なんですよ。農業なんて特にそうですけど、植えてから、育ててから収入が入ってくるなんてもう半年、1年ですよ。ほかもそうですけども、小売りにしても、アマゾンとかにしても、仕入れて売れた。売れてから、まだ2か月アマゾンは取りますよね。何か月空きますのと、やっぱり半年ぐらい空くんですよ。この間の運転資金が必要になってくるわけです。

全国平均とかで見ましても、やはり800万円から1,000万円近く、500万円から1,000万円ぐらいの運転資金は必要になってくるんです。運転資金を、それが個人の資産とみなされてしまうという現状があるんですよ。だから、そこは生活保護を導入すると危険だなという部分なんですよ。何とか理解していただけますかね。はっきり言って、制度のちょっと問題なんじゃないかなと、運用の時点でほとんどの方を防げないと私は感じております。

実際、全国的に見てもですね、これは平群町だけじゃなくてですね、例えば、1,000万円ぐらい運転資金が必要となった場合、生活保護の対象にならないので、この制度も実際、特例減免を認められておりません。ということで、この制度はじゃあ常識的な資産や運転管理、運転費用を、普通に考えただけで、これは救われないんですよ。

ですから、私の提案としてはですね、やっぱり事業資産と個人資産は分けるべきじゃないかというのは思います。この辺も含めて検討していただきたいなと。個人資産がほとんどで判断するのであれば、国保が高くても減免してもらえるのかなということですね。この辺の、私のこれは提案ですけども、答弁のほう、お願いします。

6、7ですね。7番目がもうひとつ、もうちょっと深くきっちりと答弁いただきたいんですけど、これが全然、正直あんまりなかったといいますか。実際困っている方々がというか、特にこの200万円世帯の方々なんてもうむちゃくちゃですよ。これはどうやって生活しますのという話なんですよ。で、国保自身めっちゃくちゃ上がってますよね。私も計算して、流れを見ていくと、びっくりしているぐらい国保が上がってます。何でこんなしんどいのかなと計算しましたら、そもそも国保の方はみんな国民年金で、国民年金もここ数十年で、30年ぐらい前だと1万円ぐらいなんですよ。今、1万7,500円です。だから、国民年金は上がってて、給付は、私の試算ですと、今の制度でいって、今の水準でこの10年間、15年間上がっていくと、実際もらえるのは、国民年金は4万何千円かということですよ。物価上昇を入れたらちょっと恐

ろしい金額になってございます。多分将来、国民年金基金、国民年金入れても、こんだけ払ってても130万円ですね。こんだけ払ってても10万円はもらえないだろうなと考えてます。ここも問題であり、さらにそこに国保がついてくるのに、その国保も値上がりしていく。気づいたら、県単一化で物すごく上がってるんですよ。

具体的な数字が僕もちょっとすぐに出てこないんであれですけど、具体的に、均等割だけで、1人3,000円ずつで、介護も1,000円ずつ上がってて考えると、世帯で1万四、五千円上がるのかな。ちょっとごめんなさいね、きっちりした数字、どこ行ったか分からなくなっちゃったんですけども、結構県統一化で値上げしてるんですよ。そこも踏まえてですね、平群町は特に県統一化前は均等割下げてたので、さらにちょっと厳しくなってるんですけども、実際上がってます。だから、そこら辺の厳しさを踏まえた上で、本当理解してほしいなと私としては思います。

生活保護が出てきたんで、生活保護基準で比べた場合ですね、どれぐらい国保の加入の方々が稼がなきゃいけないかというと、450万円から500万円、こんだけの金額を払ってやっと、国保税とか引けば、実質所得が生活保護に並ぶという。平均が400万円ぐらい、平均というか、一番多い世帯が400万円ぐらいなんで、もう生活保護以下になっちゃってるんですよ、半分ぐらいの方が。だから、そこを踏まえてですね、やっぱりいろいろ考えていただきたいなとは思っています。

こういうことを踏まえてですね、最後、もう仕方がないので、答弁ですね。本当にもう、国保に関しては逆累進性ですし、本当に立場の弱い、それも一部の国保の子どもだけが負担が増えてるという、もう社保と比べても、平等性という観点から見てもやっぱりおかしいと私は思います。社保も厳しいと言われてますけど、それ以上にもう、私も調べてみれば見るほどちょっと悲しくなってますね、かなり沈んでおるんですけども、かなりきついなと思っております。

私たち議員もそうでしたけど、この6年間ぐらいは取上げも、私自身しなかったわけですけども、結局、制度だから仕方がないとか、やるとしても財源の問題があるとかで、私ら議員も行政の方もそう思いがちやと思うんですよ。そこを一步振り返って、子どもたちからすればきついよね、そういう世帯がきついよね、でも決められないよね、権限は誰にあるのというと、議員であり、町長であり、行政であり、職員さんの意見でありなので、そこを判断するのは私たちでございますので、ぜひともですね、国の制度も時間かかりますから、それまでに保護といいますか、軽減ですね、ちょっとでも負担を和らげる、苦し

い方を和らげるという観点で考えていただきたいと思います。ぜひともその辺ですね、最後、答弁よろしく願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

数点再質問いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思いますけれども、保険税の減免のことについて、議員お述べいただきました。減免の対象になる方というのは生活保護の方だけではなくて、それぞれ条件が様々ございますので、一概に生活保護の方が云々ということではないということ。また、生活保護の制度についておっしゃってございましたけれども、この場で私、そのことについてお答えすることはできないということでございます。

あと、200万円、250万円の方の保険料についてでございますけれども、これについては、2割軽減ということで軽減がかかっておりますので、そういった制度も適用されておられるということでございます。

あと、それと県単位化、統一後ですね、全額が保険料額が上がったんではないかということで、議員の御見解でございますが、我々としては、税率についてはほぼ同じ、もしくは少し下がっているということで認識をしておりますので、そういったことでよろしく願います。

あとそれと、それぞれ制度の改正といいますか、制度をよりよいものにしていくものについては、それぞれ、我々担当として一番現場でその状況のほう、分かっておりますので、それぞれ疑問に思うこと、制度について、もっとこうなれば住民の方にとって有意義であるということについては、その都度、国、県には提案、要望もしておりますし、もちろん町でできることがあれば、町の中の内部会議でも担当からそれぞれ提案もさせていただいております。そういった中で総合的な判断を行った上でするかしないかというのは、これはまた別の話でございますので、議員の本日の一般質問でいろいろ御提案いただいたことについては御意見として承っておきたいと、そういうふうに思います。

○議長

井戸議員。

○9番

思いを分かっていたいただければ、少しずつでも、すぐにというわけにいかないと思いますので、いろんなことも考えながら、前向きにそれは検討していただきたいと思います。

先ほど、私が県統一化で上がったんじゃないかということなんですけれども、医療分と後期支援分で均等割額ですけれども、令和4年時点で2万4,500円

と、医療分ですね、8,500円の後期支援分で、令和4年で3万3,000円程度だったんですけども、県統一化ということで、令和5年から県統一化に合わせて金額が変わり、6年で統一ですから、今現在はずっと続いてまして、5年、6年、7年と、年間3万9,100円となっております、この部分だけで。ちょっと介護分は省いてますけど。ということは、少なくとも、3万3,000円から6万1,000円。だから、世帯に直すと4人で6万1,000円で、この3年前から、県統一化に伴って2万4,000円程度は上がってるということになってるんで、その辺はちょっときっちりと言わさせていただきます。上がってます。

なかなか答弁が難しい部分もあったかもしれませんが、ぜひともですね、何度も申し上げてるように、実際、本当に苦しい方がおられるということを実際に理解していただいた上でですね、何とか今後も検討していただきたいと思えます。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

10時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時59分)

再 開 (午前10時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号8番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○8番

それでは、通告に基づきまして、大きく3点について質問いたします。

まず1点目、学校給食の無償化について。

学校給食は、地域を理解することや、食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上でも重要な教材であり、食教育の生きた教材、食の教科書として、学校教育法でも教育活動の一環として位置づけられております。しかし今、深刻な物価高騰によって食材が値上がりし、本町でも物価高騰分の補填が行われています。

このような状況の中、学校の給食費無償化について、政府は来年4月から小学校において実施する見通しになっています。児童1人に月額4,700円を基準として各自治体に補助金を一律に支給する案が有力との報道がされています。また、中学校においても、できる限り速やかに無償化を始めるとしています。

2点お尋ねします。

本町の給食費の保護者負担は、小学校が児童1人月額4,400円です。国の小学校の給食費無償化が行われれば、当然町としても保護者負担ゼロの完全な無償化を実施されるところと考えますが、どうでしょうか。

2点目、中学校については、国の制度としては先送りになりますが、この機会に本町でも国の先取りとして、町独自に無償化または段階的に無償化を実施してはどうでしょうか。中学校の保護者負担は生徒1人月額4,650円で、年間の町負担は2,000万円程度になりますが、子育て支援の観点からも町長の英断を求めます。

大きい2点目は、こども園の保育料について。

こども園の保育料については、3歳児から5歳児は国の無償化制度で保護者負担はありませんが、ゼロ歳児から2歳児については以前と同様に、住民税課税世帯には所得に応じた保育料がかかります。

そこで、4点お聞きします。

本町の保育料はどのような根拠を基に設定されているのでしょうか。

2点目、保育料を国が示す徴収基準額の70%とか80%とかに設定している自治体がありますが、本町は国の基準額を参考にして保育料を設定しているのでしょうか。

3点目、ゼロ歳児から2歳児の保育の無償化についても、先日視察で伺った豊後高田市など、子育て支援の一環として実施する自治体が増えています。東京都がこの9月から全ての家庭を対象に無償化制度をスタートさせました。本町も、保育料無償化を視野に、保育料を段階的に引き下げてはどうでしょうか。

4点目、保育料の国の徴収基準額は住民税所得割額を基に8段階で設定されています。本町は、それを細分化して17の段階に区分しています。これはよいことです。また、負担額の設定も国基準より相当程度低く抑えていることもすばらしいことです。そのことを前提に、無償化への一歩として、国基準に対して70%を超えている段階、平群町の段階で言いますと、D-8と10、11、12、13のこの5段階について70%以下にし、それに合わせて、その他の段階の保育料も調整し、全体として整合性が取れるように保育料を設定してはどうでしょうか。

大きい3点目、学童保育の運営について。

町内の三つの小学校に設置されている学童保育所は、今年4月から町が委託したハーベストネクスト株式会社が運営を行っています。学童保育の民間委託に当たって町は、学童保育を持続・安定的に運営する上で、保育内容の充実や指導員の確保、さらに配慮を必要とする児童への対応などを踏まえ、業務委託することで、指導員の安定的な人材確保、また指導員の研修強化等を図り、安心・安全な学童保育を継続的に運営することを目的とするとのことでした。

そこで、この目的、①保育内容の充実、②指導員の確保と研修の強化、③配慮が必要な児童への対応、④安心・安全な運営、⑤指導員の待遇の維持、このそれぞれの項目について、この8か月の実態と、また昨年度までと比較して、現時点でどのような評価をしているのか御説明してください。

以上、大きく4点について、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、山口議員御質問の1項目め、学校給食の無償化についてお答えをさせていただきます。

まず1点目です。小学校の給食費無償化について。

10月24日に行われました国会における高市総理大臣の所信表明演説においても、制度設計の議論を進め、安定財源の確保と併せて来年4月から実施すると示されたところであり、現段階において具体的な制度設計が国から示されないため、引き続きその動向を注視していき、検討したいと考えております。

それから、二つ目の中学校の給食費無償化については、これは恒久的な財源確保などの課題もあり、引き続き、国の方針や他自治体の取組を注視し、実施時期を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

まだ決まってないというか、ちょっと二転三転、新聞記事でもいろいろ、小学校の無償化についてはされてるようです。しかし、4,700円を基準とする、これが、全国の市長会などが調べた全国的な平均的な金額らしいですが、平群町はそれより低く抑えてて、この間、物価高騰についても、さっきも言いましたように、上がった分を給食費を値上げにせずですね、一般会計から補填してるということもあります。しかし、実際に4月からやるということはもう

変わらないんで、それを受けて平群町は当然やると。ただ、金額が決まってないということですけども、4,700円を基準に考えているようですので、今、平群町の場合はその範囲内なんで、保護者負担がね。それであれば、4月からそういう方向になるだろうというふうに思うんですが、今、部長から慎重な答弁でしたけどね、国がやればやるということ、その点はもう1回答えてください。国がやるということになればやるということでもいいかどうか。

ただ、自治体によっては5,000円、6,000円の月額のところもあるので、そういうところはどうするのだと。保護者からもらえなかったら自治体負担になるではないかということでもいろいろ議論が出てるといようなことですので、そのことはありますけれども、それは別にしてですね、平群町の場合はそれ以内なので、それでできるのかどうか、もう一度答弁していただけますか。

それから、中学校について、よその動向とか何とか言うんだけど、一体どれぐらいかかって、それやるのにどれだけの財源が必要か。私は2,000万円程度と言いましたけど、正確な金額は分かりません。決算で見ると大体それぐらいかなというふうに、もうちょっとするかな、全体で、今、補填も合わせて6,000万円程度でしたかね、町のほうが今出してるのは。決算書見るとね、昨年度の決算で見ると大体6,400万円ぐらいやったと思うんですけども、それから見れば、中学校はその3分の1強ぐらいになるんで、二千二、三百万円かということかなというふうに思うんですよね。その辺、どう見てるのか。それは町としてできないのかどうか。

これは、教育委員会というより、一遍に全部じゃなくても、いずれ国のほうがするんだったら、一つや二つぐらいは平群町として先取りをすべきではないかというのが、もうほかのことでは三郷や斑鳩にはもういろんなことで負けっ放しと言ったら言い方は失礼ですけども、財政問題を理由にですね、よそがやってることもやらない。例えば、高齢者の補聴器の補助とかですね、会計年度任用職員の遡及とかですね、そういうこと、安堵はもうやってますし、三郷町は来年はやると言ったらいいですから、まあまあ余計なことですけど。

そういうことも含めてね、せめて子育てや教育の分野でこれまで平群町は先進を走ってきたという自負を持ってですね、私は町長に、一気に無償化でなくても、一定町が補助をするような枠組みをつくるべきではないか。中学校についてはその2点。両方とも、もう教育委員会ではなくて財政当局で答えてもらったら私はいいと思うんですけどね。どうですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

まず、小学校の分でございます。

今、平群町の小学校については月額4,400円ということで、今議員からおっしゃいました、国が示されてるというか、いろいろネット上で出てるやつでは4,700円ということになっておりますが、これ以内だということなんですけど、現実的には補填をさせていただいておりますので、なかなか月額4,400円で収まっているということではございませんので、仮に4,700円というふうになった場合にですね、あと、その超過分については町で負担するのかどうか、これまだ、なかなか国のほうも決まっていないということで、どうも、これはまだ臆測、インターネット上の記事とかの中ではですね、学校給食法は改正しないんだと。学校給食法の中で保護者負担というのもうたっておるわけなんですけども、公費で出す分と出さない分をうたっているところなので、その辺につきましては自治体での判断ということになりますんで、これからの金額も含めての検討課題というふうに思います。

それから、中学校につきましては、それ相応の、まだ国のほうも方針が出ないということで、全てを町で補填していくとなるとかなり厳しいなというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

いや、小学校のほうはやるとなったら足らん分出てくる可能性はあるけども、それも含めてどうするかは別にして、当然国が必要分というか、一応平均分を出すということなんで、その分もらってですね、じゃあ足らん分だけ保護者にもらうのかということ、なかなかそうはいかない。第一、今現に小学校で言えば4,400円もらって、あと足らん分、補填してるわけですから、それはそのままやればいいわけでね、4,700円やったら補填分減りますし。なればですよ。だから、その辺はそんな慎重な答弁せんと、国がやるんだったらやりますと。ただ、足りない分についてはどうするか決まってませんというぐらいの答弁はするべきじゃないですか。もう1回答えてください。

それから、中学校については、全額は無理でも、だから段階的にでもと言ってるじゃないですか。国はどっちにしたって、義務教育の給食についてはですね、無償化が本来の、義務教育という点で言えば筋なんですね。食も教育だということ言えば。それは以前から専門家などがそういうことはずっと言ってますし、そういう中で、国がいつするか、それははっきりしてませんけども、

平群町もちょっとはかじを切ったらどうかと。

場合によっては、奈良市のように、小学校は無償化してないけど、中学校は無償化してるというところも結構全国的にはあるんですよ。なぜそうなってるのかちょっとよく分かんないですけども。中学校のほうが、要するに、しっかりした栄養を取らないと、体のバランスの問題とかクラブの問題とかそんなこともあるのかもわからない。奈良市はそれをやっていますよね。

そういう点で言えばね、ちょっと、今4,650円ですけども、これが負担なければ5,000円近くなるんでしょう、今だったらね、5,000円ぐらいになるんでしょう。だから、そのうちの半分とか3分の1とか、そういう減免も含めて考えられないのかと。

当然、子育て支援の一環でですね、小学校まで無償化なんだから、中学校も何らかのそういう補填を町としても先取りでやってはどうかというふうに言ってるんで、だから教育委員会じゃなくて、これは補填になりますから、財政局のほうでどうですか。

その2点お願いします。

○議長

西脇町長。

○町長

それでは、山口議員の給食費の無償化について御答弁させていただきます。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減する上で非常に重要な役割を担っており、その無償化は本町としても重要な施策であるとは認識をしております。

まずは、国における動向ですが、報道等によりますと、国においては、令和8年度に小学校の給食費の無償化が予定されると承知をしております。また、中学校でも、できる限り速やかに始めるとしております。しかしながら、現時点におきましては、国から示されている具体的な制度の全容や安定的な財源確保の方策については、依然として不透明な状況でございます。文部科学省の来年度予算に向けた概算要求も詳細な制度や金額を示さない事項要求にとどまっております。この点につきましては、子育て支援は国が責任を持って、国の事業として全国一律で実施されるべきものと考えております。各自治体の財政状況によって受けられる子育て支援に格差が生じるのは望ましくないと考えております。

本町といたしましても、現在の財政状況を鑑みますと、町単独での全額無償化の恒久的な実施は非常に厳しい状況であります。特に、将来にわたって継続的なサービスを提供するために、安定した恒久的な財源の確保が必要となり

ます。しかし、子育て支援の施策は待ったなしの状況であります。

そこで、国が現在、物価高に伴う世帯支援として準備をしております重点施策の地方交付金の活用を検討してまいりたいと考えております。この国の重点支援を活用することで、まずは限定的な期間、またあるいは対象ではございますが、令和8年度においては学校給食費に対する支援を実施する方向で調整を進めていきたいと考えております。国の方針や交付金の詳細が確定次第、速やかな具体的な実施方法、決定した子どもたちの健やかな成長を支える学校給食費の質を確保しつつ、保護者負担の負担軽減になるよう支援をしてまいりたいというふうに考えております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

山口議員。

○8番

分かりました。今の国の重点施策で入ってくる交付金活用というのは中学校も含めての答弁だったのかどうか。小学校は分かります、8年度から国がするんですから、当然、金額の多寡は別にして、もうやるということですから、やられる。今の町長の答弁は、中学校についても、交付金、ずっとじゃないけども、交付金を活用してということで、交付金を活用して全額充てるというふうな理解でよろしいですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

重点支援交付金の件ですけれども、まず、大前提として、まだちょっと平群町に対する額がどれぐらい来ますというのはまだ国から来てないということもありますので、明確にはお答えできない部分はあるんですけれども、そういった子育て支援というのは、先ほど町長も述べましたとおり、重点施策の一つということになりますので、その額を見た中で中学校給食のほうも考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

ありがとうございます。テレビでは、おこめ券の問題とかいろいろ騒がしてますけれども、平群町、おこめ券どうするのか聞きたいところですけども、質問の項目に入っていないのでいいですけども。

今、さっきからちょっと出てる議論で、一番最近の新聞報道ではですね、1月2日でしたかね、私は毎日新聞取ってるんで、自民党と日本維新の会と公明党の3党がこの問題では実務者協議をしてですね、もともとの3党で合意したことで進めるということでしたんで。ただ、給食の無償化については全国的に地方自治体が先行してやっていると、そして少子化の問題解決のことも含めて国がやるということなんで、今の町長の答弁は非常に私はありがたいことだと思うんで、当然、この間何回か平群町でも重点交付金とかを使って無償化をやられてますんでね、それはぜひやってほしいと。

これは答弁はいいですけども、あと、それをされるんだったら、学校教育とかは別に、平群町の場合はこども園、それから私立もありますけれども、ただ、今度の学校給食は公立校に限ると、こうなってるんですね。ここをどう見るかというのは、ここではちょっともう議論しませんけども、ここをどう見るか。平群町の子どもたちも、公立以外に行ってる子ども、たくさんではないですけども、ある一定数いらっしゃるんでね、その辺どうするかというのはあると思いますけど。

ついでに、こども園の給食費についても、その交付金、活用できるのであれば、ぜひやっていただきたいと、これはお願いとして言っておきます。

この件は、1点目はこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の大きな2項目めについてお答えをいたします。

まず、一つ目の御質問の本町の保育料はどのような根拠を基に設定したのかについての御質問でございます。

過去、保育園運営当時より、子育て世帯支援の一環として、経済的な負担軽減を図るために、所得基準に配慮した形での保育料階層についても細分化を図り、国基準やほかの市町村と比較しても非常に安価で、保護者が安心して預けることができる環境づくりを構築してまいりました。子ども・子育て支援制度開始後もその方針を引き継ぎまして、子育て世帯の負担増につながらない設定を基本として、引き続き、国やほかの市町村と比較して、保育料階層をより細分化し、安価な保育料を継続しております。

次に、二つ目の、本町は国の基準額を参考にして保育料を設定しているのかについての御質問でございます。

本町の保育料は国の基準額を基に、過去の保育料設定を引き継ぎ、安価な保育料を継続しております。

次に、三つ目の本町も保育料無償化を視野に段階的に引下げてはどうかという御提案でございますけれども、繰り返しの答弁になります。現に本町の保育料は子育て世帯への経済的支援のために、国の保育料基準、また、ほかの市町村と比較しても安価な設定となっております。さらなる支援の充実を図るには、その財源の確保が必須となりますので、かつ国等からの財政的な支援なしでは到底実現し得ない状況でもございますので、現状の安価な保育料水準を引き続き維持してまいりたいというふうに考えております。

四つ目の、国基準に対して70%を超えている階層を70%以下にして、全体として整合性が取れるように保育料を設定してはどうかという御提案でございますが、制度改正時における過去の保育料設定を引き継いだ関係上、国の基準に対する軽減割合に不整合が出ているという状況は事実でございます。見直す場合、全体的な階層、また保育料に影響を及ぼすため、現状の保育料設定を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

安価なのは分かってるんです。私、二十二、三年前に議員になって、保育料については、平群町の場合、国基準の大体7割というふうに私は聞いてたんですよね。全体として安いというのは分かってるんです。それはそのことは最初にも言いました。

今回、国が基準を一部変更してるんですよね。変更と云って、中身じゃなくて、一番高い分を一つ上げてやってるということで、国基準が、これまで、住民税の課税額、所得割額が39万7,000円未満までだったのが、39万7,000円以上まで一つ上げて設定してるということで、平群町はこの間、保育料はほとんどさわってませんから変わってないんですが、今最後に部長おっしゃったように、さわってないもんですから、国基準との整合性で7割を超えるところが相当出てるんです、1回目も言いましたように。そこの部分についてどうするのかというのを私は考えてる。所得の低いところについては、全体的に50%、一番低いところだったら40%台、45%ぐらいはあるんで、ここについてはそのままでもいいんですけども、その80%を超える、要するに国の段階で言えば7になるんか、ちょっと国の段階と平群のが違うんであれなんですけども、平群で言うたら、さっき言ったDの8あたりがですね、8とか11あたり、12、13あたり、所得高いから、高いほうが累進で、そこをあんまり考える必要ないんじゃないかというふうに思うんですけども、それ

でもやっぱり、所得税27万7,000円だったら相当な収入だと思うんですけどもね、それでも子どもたちが2人、3人、2子減免とか3子無料とかになってるんで、全部が全部そうじゃないでしょうけども、私はもうちょっと整合性取って、高くなってる部分はちょっと抑えるようなことで全体を見ていく必要があるんじゃないかと思うんですがね。それはもう一切、全体に安いんだから変えたくないということなのか。でも、それではちょっとね、いつまでも同じ状況でいいとは私は思わないんですよ。

もちろん、子どもを預けてる保護者から苦情が出てるとかそういうことじゃないと思うんですけども、ちょっと今回調べてみて、ちょっとバランスが悪過ぎるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺は、資料を渡したらよかったけど、作ってるよね、当然。資料、私は自分で作ってやったんですが。

今回、何でこれを質問することになったかという、斑鳩町が、国が一部改正したんで、一部改正してるんですよ。斑鳩町のやり方は御存じですかね。斑鳩町は8割と決めてるんです、国基準の。8割と決めて、当然国より細分化してるんで、細分化している8割の、要するに国の基準と二つの間に入ってる低いほうの数字については、だから60%とかになるんですよ、逆に。だから、一番高いところで80%。その間に入って細分化してる場所は70%とか60%とかになるんですよ。平群も、本来なら70%と決めてはないんやろうけど、昔はそういうふうに私は聞いてたもんで、決めてるんだったら、全部70%以下になるような設定をしていただきたい。それが本来、一番公平なやり方ではないかなというふうに私は思って今回質問させていただいたんですが、その点どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今、議員おっしゃっていただきましたとおり、それぞれの階層によって国との比較をしますと、安いところで45%、高いところで80%を超えている階層もあるということでございます。それは事実でございます。

先ほど私、答弁申し上げましたように、この制度は子ども・子育て支援制度に変更された際ですね、保育料の見直しを行いました。その際に、国基準と町の基準を比較して、かなり町の基準が安価であったということがありました。そのときにも、この保育料をどういうふうにするのか、設定を上げるのかも含めて検討を行った経緯がございます。ただ、当時、今までの保育料の基準をできるだけ変えない、上がることなく設定をしようということで、それぞれの階層に応じてですね、その当時、所得税額から所得割額への制度の変更もござい

ましたんで、その辺を考慮した上で今の保育料を設定してきたという経緯がございます。

全体的に見て、割合から見ると高い割合もあるんですけども、その当時から過去の保育料を維持してですね、今現在でも運営をしておるところでございまして、これを機会に、その7割であったり8割であったり、ある一定の基準を決めてということでの議員の御提案ではございますが、ではなくて、今までどおり、従来からの保育料額を変更しない形で、維持した形で運営のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

言ってることは分かるんですよ。私も何も7割にしろと。じゃあ今50%のところ。国基準と大体合っているところで見るとですね、所得の低いほうは五十何%とかになってるんで、ここには何も問題はないんですが、たださっき言ったDの6から8の間、6は49.4%なのに8は80.7%と、こういうところがちょっとあまりにも整合性を欠くんではないかと。要するに、累進という、所得が高いほど高くなるのは、それはそれでいいんですけども、そこんところがどうなのと。

それとね、もう一つは、保育料の無償化というのもね、これから多分、国も含めてそういう動き、全部出てくると思うんですよ。そういうことを見た場合に、よりだから、全体的に平群のこの今、Dだけで14ですよ。その前にAとBとCとありますから、全部で17段階。この17段階をね、低いほうは低いほうが私はいいと思うんですけど、そこはちょっとその80%とか超えてるところだけは見直すべきだということで、だから何もしないというんじゃないで、ちょっとその辺は1回ね、そういう専門的な人も交えて1回議論してもらって、よそに合わせて高くなってはいかんのですけども、これ、今より高くない形での整合性を取っていただきたいなというふうに思ってますんで、これはちょっと1回検討していただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

整合性を図るということでございます。今現在、全体として保育料を確保していくということになればですね、逆に、今低いところを上げるということも一つの手段としてはあるということなんです。決してそれをするということではな

いんですけれども、そういったことも検討が必要かということにもなってこようかと思えます。

議員おっしゃっていただいておりますとおり、その80%を超えておるところをどうするか、保育料階層ごとの国に対する基準から見てということでございますけれども、それについても、これらについてもこれから調査研究をさせていただいて、保育料の設定というのは常に考えていく必要があるかと思えますので、そういった機会、子ども・子育て会議もございますので、そういった中でも議論をしていただけたらというふうには考えております。

○議長

山口議員。

○8番

ちょっとそういうことでよろしくお願いします。

2点目はこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、引き続きまして、議員御質問の大きな3項目めについてお答えをさせていただきます。

学童保育の民間委託化につきましては、保育内容の充実や指導員の安定的な確保と研修機会の充実による資質の向上など、直営で抱える多くの課題解決と、より一層の事業充実を目的に、本年4月から開始をいたしました。

保育内容の充実は、指導員の継続的で安定的な確保と、研修による資質向上により実現されるという認識の下、委託事業者採用ノウハウを生かした募集方法によりまして、安定的に指導員の確保ができています。現時点で、指導員不足などが原因で運営に支障を来すような状況については一切ございません。また、委託前と比較すると、若い指導員の方も採用が実現されておりまして、指導員の年齢層も幅広くなり、子どもたちにも活気が生まれているという状況でございます。

指導員研修につきましても、委託前は奈良県合同研修と町が実施する研修を実施するのみでございましたが、研修プログラムの実施に加え、ほかの自治体の指導員との合同研修や意見交換会なども開始をされまして、指導員の意識改革による資質向上も図られておる状況です。

また、配慮が必要な児童への対応では、指導員の事務的な仕事を取り除いたことで、保育に専念できる環境づくりにより、より一層各学校との連携強化が図られ、児童一人一人の特性に応じた指導員の配置も実現をされております。

指導員の待遇につきましては、給与、福利厚生において、委託前後において下回ることがないよう契約に定めておりますので、移籍後の指導員においては、維持継続がされております。委託事業への移行時に多くの指導員が引き続き働いていただくことになりましたが、継続雇用をされたことについてもその一因であると認識をいたしております。

最後に、何より統括責任者の配置や主任指導員の配置を実現させたことによりまして、各学童での迅速な問題解決と情報共有、行政との連携強化により、より安心・安全な運営につながっているものと評価をしております。

今後におきましても、引き続き事業者と連携しながら、子どもたちが安心して生活でき、その保護者が安心して預けることができる学童保育の運営を維持するよう努めてまいります。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

今のところ、大過なくできてるというふうな、答弁でしたけれども、何点か、今の項目に関わって聞きますけれども、始まる前にいろいろ問題になったのは、広陵町で、ハーベストじゃないですけども、ほかの民間業者のところでは隙間バイトを雇うとかですね、ちゃんと見てなくてけがが多いとか、その辺、全く問題が起こってないのかどうか、それが1点と、私が一番気になってるのは指導員さんの待遇の問題でね、例えば、今民間企業ということで、多くを正社員という形で、平群町の場合は会計年度任用職員という、基本的には非正規でしたけれども、正社員で雇ってるんですね。ネットでこういう指導員の募集をかけてるんですね、ハーベストネクストがね。

これね、今、今年の4月からは平群町と三郷町がこの会社。途中から河合町、それからもう一個、上牧かな、もやってるらしいですけども、これね、平群北学童保育所店と書いてある、店って書いてる。要するに募集ね。募集内容はね、条件はね、月額11万2,000円以上となっているんです。ほんでね、次が、王寺北学童保育所店、ここがね、月給18万6,000円となっています。ほんでもう1個は河合町。河合第一小学校学童保育店、19万2,000円となっている。これはとにかく給与だけです。平群北の場合は、給与以外に賞与が年間4.6か月と、こうなってるんです。ほかは賞与は書いてないんです。そういうことなんですよね。

これね、何でそうなるのかちょっとよく分かんないですけども、これね、年収にするとね、河合第一が230万4,000円、王寺北学童が223万2,

000円、平群北は185万9,200円とこうなるんですね、この募集でいったらね。これ、年収で40万近くも違うってどうなのと、年収だけで見てどうなのと思う。南や平群小学校の学童については募集がないので、これに載ってないんで分かりませんが、まず一つ、平群町のもともと、会計年度任用職員でやってたときの給料に比べてこれはどうなのかというのは、ちょっと私は前の給料はどれぐらいか分かりませんから、この金額が高いのか安いのか分からないです。

それから、いろいろ聞くと、有給休暇の問題で、前までは公務員ですから、当然、労働基準法をしっかりと守られてやってるんだけど、非常に休みが取りにくいとか、労働強化的な、労働強化って変な言い方やな、一応正社員であっても、いろいろその辺の、それまで聞いてた融通と言ったら変な言い方ですけども、そういうのが取りにくくなるとかというのは聞くんですけどもね、さっきの答弁には、実際に平群の場合、指導員さんで全員が変わったんじゃなくて、大半というか、6割、7割の方がそのままハーベストのほうに移籍して指導員としてやっていただいているというようなことなんで、その人たちから聞いてる話というのがあれば説明していただきたいのと、今のこの給料の問題、待遇の一番肝になる部分ですけど、こういうことは御存じでしたか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま2点ほど再質問いただいたと思います。

まず、制度開始前にほかの町での学童の運営について様々なトラブルがあったということを受けて、本町において、今の現実としてどうかということでの御質問であったかと思います。

通常の日常の子ども同士のけんかであったり、そういったトラブルというのは今でもあるのはあるんですけども、委託後において、他町で起こったようなそういった大きな指導員が関係するようなトラブルについてはございません。まず1点目でございます。

あとそれと2点目、指導員の待遇についてということでございます。

それについては、他の市町村の待遇面と差があるということについては我々も認識はしておりますし、確認をしております。会計年度任用職員として、委託前と委託後の差というのはございませんということです。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○ 8 番

よそと差がある。給料だけで、判断全部はできないとはもちろん思うんですが、ただ、年収で言うとそれだけ、40万円近くもね、1年で同じ正社員でも差がある、同じ会社です。それはあれですか、じゃあむ平群町の委託料が少ないから、河合町はたくさん払ってるからということなんですか。そういう単純な話ですか。いや、だって、普通同じ企業で、職場が違ってたって、店と書いてるから支店扱いみたいなもんです。それでこれだけ差があるというのはどうなの。じゃあ、そんなところで差をつけるということは、ほかでも差があるんじゃないかというふうに思うじゃないですか。

ほんで、さっき言ったように、今平群、三郷、王寺、河合で西和7町の中で4町もやってるわけですよ。みんな近いじゃないですか。だから、異動も本来ならできるじゃないですか。でも、それはやってないという話なんですよ。こんだけ待遇に差があったら異動なんかできませんよね。そこんところはちょっとちゃんとね、平群町の支払いが悪いから指導員さんの給料が安いと、そうじゃあじゃないですか。だから、その辺はしっかり、今答弁なかったけど、調べてね、本当に町の契約どおりの指導員さんとの関係でやってるのかどうか、やっぱり聞き取りすべきですよ、町のほうが契約交わしてるわけですから。

それと、平群町は公契約をやってませんが、本来平群町が仕事をしてもらう相手に対してはですね、当然労働基準法についてもきちっと公務員並みと言ったら変な言い方ですけど、正味守ってもらうということが非常に大事なんでね、そこはちょっと調べて、今日答弁できないんだったらまた後日で結構ですから、回答いただけますか。聞き取りをしてもらって。よそじゃないですよ、平群町の指導員さんで、もともと平群の会計年度任用職員としてやっていただいていた方だけでも結構ですから、1回聞き取りをしていただいでですね、その辺大丈夫なのか、大丈夫でなければ、ちゃんとハーベストのほうに話をしたい。その点どうですか。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

他の市町村の学童との差があるということでございます。従来、委託前の賃金体系といいますか、福利厚生も含めて引き継ぐということでしたんで、それがその額として反映されてるということでございます。他町についても、恐らく同じことであろう、そういった点で差が出ているのかなというふうに思っております。

あとそれと、指導員からの聞き取りということでございます。現に、実際我々

もその差については把握をしておりますので、指導員からもそういった話、今のところ、その統括責任者からの聞き取りということで行っておりますし、今後、そういった形で指導員さんの待遇についても、ハーベストネクスト株式会社、委託先の事業所とも協議をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○8番

それで結構ですけど、町が関わることじゃないですけども、こっだけ賃金格差があるということになればね、当然、それぞれ知らないと思うんですよ。それが分かれば、当然本来なら民間企業ですから、労働組合だって作れるわけ。公務員でも作れるんですけど、労働組合でも作ってやろうと思ったらやれるわけですから、その辺は町は関わりないですから別にいいですけども、ちょっとその辺はしっかり調べてね、もともとやっぱり、できるだけいい待遇で働いてもらうほうが当然よい保育ができるというか、子どもたちの接し方も変わってくると思うんで、こっだけ差をつけられたらちょっと何なのと逆になるんで。

それと、そのもともとの待遇をそのままということになれば、平群町、これまで待遇すごい悪かったんやなということになりますよ。そういうことなの、逆に言えば。だから、そこもちょっと、指導員さんに聞くわけじゃないですけど、ほかのところの担当者にまた1回聞いてみてくださいよ、その辺。もともと平群町の待遇がじゃあ悪かったんかとなっちゃいますから、そうでないと思うんですけどね。大体、だって、それまでの非正規雇用の場合、大体一緒でしょう。第一、会計年度任用職員はみんな一級でいってるわけやから。よそとそんなに待遇に差があるということはないと思うんですよ。だから、それでいったらやっぱりこれおかしいから、ちょっと調べてもらって、また回答いただけますか。

ということで、私の一般質問はこれで終わります。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、他町との格差といいますか、差があるということでございすけれども、今、我々で把握しておりますのは、委託した時期が、我々が4月の段階でしたので、前年度の賃金体系を参考に引き継いでいってまんですけども、他町については今年度に入ってから委託のございすんで、その差というのは

あるというふうには確認をしております。それが全てということではないかと思いますが、把握してる範囲ではそういったことであるということで御答弁させていただきます。

○議長

山口議員。

○8番

ありがとうございました。私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

11時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時01分)

再 開 (午前11時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号11番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○11番

皆さん、こんにちは。発言番号3番、議席番号11番の森田勝です。

ただいま議長の許可を頂きましたので、通告どおり、大きく4点質問いたします。町長はじめ理事者側の皆さんには質問に真摯に向き合っていていただき、答弁は簡潔明瞭にお願いいたしまして、質問に入ります。

まず1点目は、出生者減少を見据えた小学校をについて質問いたします。

小中学校は、基礎学力の定着と多様な学びに対応する学習空間、安全で快適な生活、そして地域との連携を深めるコミュニティーの拠点となることであり、それらの要素を総合的に実現し、生徒・児童一人一人が自立した学習者として豊かな人生を送るための基礎を築くことであると言われております。

それでは、決算資料や住民基本台帳に基づきまして作成いたしました添付の表に基づいて質問させていただきます。

町の平群小学校、北小学校、南小学校を合わせた児童は744人ですが、6年後の児童は、住民基本台帳によると、計算上ではありますが、584人となり、

現在より160人減るわけで、単純計算であります。1クラス35人とすると各学年3クラスで十分で、小学校全体で18クラスあればよいことになります。

また、中学校はどうかといいますと、現在、住基台帳の12歳から14歳までは394人ありますが、在校生は348人と、46人少ない。6年後はどうかといいますと、住基台帳によると、6歳から8歳までの子どもが354人ですが、データの的に中学校から私学などに通う子どもが毎年50人程度いると思われるので、生徒はおおむね300人程度と見てよいのではないかと思います。また、国は高校の授業料無償化を進めており、また、私学は経営上の観点から生徒の囲い込みに出ており、場合によっては300人を切るのではないかと私は見ております。

そこで、町は、平群小学校、北小学校、南小学校を今までどおり3校体制でよいのか、それとも小中学校一貫校にすべきなどの検討する時期に来ているのではないのでしょうか。

日本の2024年10月現在の人口は1億2,380万2,000人と、14年度連続で減少しており、昨年の減少幅は過去最大の89万人に上っており、出生者数は68万6,073人で前年度より4万1,115人減り、70万人を切っている中、平群町だけが人口が増え、子どもが増えるとは到底考えられないと思います。

私は、平群町の人口は、町策定の人口ビジョンより人口が減り、高齢化が進み、向こう3軒両隣が空き家になって過疎化の町になるのではないかと危惧しております。

2点目は、町社会福祉協議会改革について質問します。

町は、社協に運営費補助金として2,700万円拠出しており、西和7町の社協への運営費補助金を調べたところ、斑鳩町の3,180万円が最高で、続いて平群町と上牧町が2,700万円、河合町は2,428万円、三郷町と安堵町は1,000万円台、一番少ないのは王寺町の220万円となっております。平群町と上牧町は社協に運営費補助金を2,700万円拠出してありますが、介護事業を行っております。他の5町は介護事業を行っておりません。

社協は、地域内の福祉の推進、調査・普及活動、ボランティア活動の支援などとなっております。現在、社協が行っております介護事業は社協の本来の仕事、業務ではないと私は思っております。

介護事業については、社協ができた当初はそれぞれの自治体で介護事業者がいなかったことから、多くの自治体では社協が介護事業を行っておったようではありますが、その後、地域内で民間の事業者が出てきたことから、多くの自治

体では社協の介護事業をやめたと聞いております。そのことを申し上げまして、町社協について3点質問します。

(1) 社協についてです。

①町内の介護事業者、居宅、訪問、通所など、それぞれ何社あるのでしょうか。

②社協の職員を調べたところ、平群町は22名、上牧町は16名、一番少ないのは王寺町の5名でした。町の22名の職務分担はどのようになっているのでしょうか。また、介護部門の職員は何名でしょうか。

③町社協の介護部門は収益事業ですか、それとも非収益事業ですか。

(2) 町から社協への支援についてです。

①冒頭の運営費補助金2,700万円以外に、プリズムへぐりに社協と町の健康保険課が入居しております。プリズムへぐりのパンフレットを見ますと、建物は平成11年に竣工し、敷地面積は7,480.6平米、延べ面積は3,051.59平米で、管理ゾーン、保健ゾーン、福祉ゾーンに分かれており、この福祉ゾーンで社協の介護事業を行っていると思われれます。町の行政財産使用許可書によると社協の使用面積は558.69平米となっているようですが、管理ゾーンの研修室、会議室、便所などは介護部門は使っていないのでしょうか。

②決算書によりますと、プリズムへぐりの管理費用は、光熱水費1,270万円を含んで3,000万円となっておりますが、介護部門はどれだけ使っているのですか。それとも使っていないのですか。

③町からの運営費補助金2,700万円以外、町からの支援はあるのですか、それともないのですか。

(3) 社協職員の処遇についてであります。

社協の職員は専門性を求められるわけですが、給料面など、町職員と同じですか、それとも違うのでしょうか。また、介護部門の職員は民間事業者と同等ですか、それとも違うのでしょうか。

3点目は、ハラスメント防止条例の制定をについて質問いたします。

最近、市長、町長、職員だけでなく、議員がハラスメント報道で枚挙にいとまがない状況にあります。ハラスメントは個人としての人権を侵害し、尊厳を傷つける許されない行為であり、また、被害者の能力の発揮を阻害し、当事者間相互の信頼関係を損ない、組織全体の公務能力の低下や勤務環境の悪化を招くものであり、貴重な人材の損失につながり、ひいては住民サービスの低下により、住民や社会から信用や信頼を失うことと言われております。

私は、住民の奉仕者である町長、職員や議員はハラスメントの知識を高め、

身分、職域や職責にとらわれず、お互いの人格を尊重し、信頼し合うことで職員の能力を十分発揮できる環境を確立するため、ハラスメントの防止、そして根絶させるために必見の条例を制定すべきじゃないかと思います。

なお、県内でハラスメント条例を制定している市町村があるのかどうか調べたところ、生駒市が唯一、ハラスメントの防止等に関する条例を制定いたしておりました。

4点目は、災害時の一時集合場所の自治会館は安全かについて質問いたします。

政府の地震調査委員会は、本年9月に南海トラフ地震が今後30年以内の発生確率を今までの80%程度から60から90%以上に見直しました。発生確率が上がったことで、いつどこで地震が起こってもおかしくないとの報道がありますが、私は、海溝型の南海トラフ地震の想定震源地から平群町は相当離れており、被害はそれほど出ないのではないかと見ております。それより、第2次奈良県地震被害想定調査による内陸型の地震のほうが平群町の被害が大きいのと思っています。

町の地域防災計画によると、自治会の自治会館は一時集合場所として指定されており、それによると、避難した人が安全をある程度確保するスペースを持った公共施設で、避難する人々が生活圏と結びついた場所を利用する。なお、このほかにも公園、寺社などの身近にある安全な場所を利用するとなっております。

各大字総代及び自治会長及び避難誘導員は、一時集合場所に集合した住民を統括し、災害の状況によったら避難所へ誘導するとなっております。また、災害が広範囲にわたって人命が著しく大きく被害を及ぼすと予測された場合は、住民の安全を確保するため、広域避難所に誘導するとなっております。自治会館がない近隣地区の住民や帰宅困難者なども同様に行動することが求められるわけですが、一時集合場所に集合した自治会館の多くは新耐震前の建物だとすると、地震等で倒壊するのではないかと、考えただけでも恐ろしいと思っております。

そこで、地域防災計画で公共施設と言っている一時集合場所の自治会館の安全性について、2点質問いたします。

(1) 一時集合場所の自治会館の安全性についてです。

自治会館は、地震災害や土砂災害の災害に対して、安全性を町は確認しているのでしょうか。

(2) 自治会館の罹災対策についてですが、自治会館は、地域防災計画で公共施設とうたっていることから、自治会館の罹災対策はできているのでしょうか。

か。

以上4点が私の質問です。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、森田議員御質問の1項目め、出生者減少を見据えた小学校をについてお答えをさせていただきます。

現在の町の方針は、過去に小学校再編のアクションプランにおいて議論がなされ、平成26年4月に2校が統合され、平群小学校が誕生し、小学校は3校を維持することで、このアクションプランは廃止となっております。

学校施設につきましては、学校施設等長寿命化計画に基づき、まずは中学校の長寿命化改修工事を実施する予定をしております。小学校施設につきましても、基本的には計画に基づき、対応していくことと考えますが、併せて、児童・生徒数の推移も注視し、教育に与える影響も考慮しながら総合的に対応していくこととなります。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

部長ね、私、この質問についてはですね、令和3年9月議会です、出生者の減少による小中学校のあるべき姿を取り上げました。そのときにですね、今後の児童・生徒数の推移を注視しながら、学校の取り巻く環境や状況の変化に応じた小中学校の在り方を検討をしてみたいと答弁がありました。あれから4年がたつんですけど、その後の検討はいかになっているのでしょうか。言いつ放しは、私はよくないと思いますが、その辺のところを答弁ください。

○議長

教育部長。

○教育部長

人数につきましては減少傾向ということなんですけども、特に南小学校は少ないという現状でございます。ただ、少ないからといって、即教育に与える影響、これはよい面も悪い面もあろうかと思ひます。一般論的には、子どもたちが豊かに学び合うためには一定規模の集団が必要だというふうに言われておるわけなんですけれども、個別最適な学びというんですか、少人数でよい面もございまして、現在のところは現状維持というふうな考えで進めているというところでございます。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

いやいや、あなたは、私の4年前の質問で検討するというふうに答弁されたわけですよ。検討はどうなってるんですかという質問をしてるわけです。何もしてないということですか、それであれば。それは、議会を軽視してるとしか思えないですよ。それは今ね、小学校、学校の体育館の空調とか中学校の大規模改修とかいろいろあります。先ほど言うた教職員の働き方改革とかいろいろありますけれども、答弁したことについては責任を持ってもらわんと困るわけですけど、教育長はどう思われますか。教育行政のトップとして、今の部長の答弁、どう思われますか。私はけしからんと思います。

○議長

教育部長。

○教育部長

何も検討してないと、そういうことじゃないんですけども、現状、人数的にはこういった推移で来ておりますので、今の現状ではそういうことだということと考えているところでございます。

○議長

森田議員。

○11番

それであればですね、いつ、どのような検討をされたのか。私は今の答弁聞いてたら言いつ放しじゃないですか。町長、どう思われますか、そんなことで。これは、まちづくりとして、小学校は大切なことだと思うんですよ。160人も減るんですよ、もう。私は調べた限り、住基台帳からしてですね、そんなに増えることはまずない。1人か2人ぐらいですよ、毎年私、データを見てますけども。ぜひともこれは教育長、お答えくださいよ。

○議長

教育部長。

○教育部長

検討につきましてはですね、やはり、今議員おっしゃったとおり、小学校の在り方というのはまちづくりに大きな影響を与えるだろうなというふうには思います。そのとおりですんで、なお一層慎重に統合ということについてはですね、人数の推移も見ております。また、町内では人口対策も行っていつてる中ですので、今の現状で、今現在のところは来ているということ、その辺は

検討はしてないということではございません。

○議長

森田議員。

○11番

6年先には160人も減るんですよ、もう。10年先では200人は絶対減ると思いますよ。これは本当にね、教育長はもう真剣に考えてもらわんと困る。大事なことは、今部長もおっしゃったように、まちづくりとしても大切なことなんですよ。もう平群町だけが人口は増えることはない、子どもが増えることはまずまずない。それであればね、議会に、3校体制でいくにしても、いつ頃までに教育長、検討結果をお示しいただけるでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

いつ頃まで検討というか、今、先ほども答弁させていただいたとおりですけども、子どもの推移ですね、これも常態に、議員も出していただいている数字というのはよく分かっております。我々も数年先までずっと住基台帳等を見ながら確認はしていただいておりますので、その辺で、何か変更することがあるということであれば、もちろん議会のほうにも諮らせていただくというふうに考えております。

○議長

森田議員。

○11番

もう情けないですね。教育長、情けないです、私。教育委員の会議でもしっかり議論してほしい。私、悪いんですけど、南小学校の校区なんですよ。1クラス十五、六人、17人とかね、そういうお子さん、それで学校教育として本当はいいのかどうか。私は、以前の統合については反対しました。その状況と今では全然違いますよ。全然違いますよ。そのことについてもう一度、再度、検討をするんですか、しないんですか、それだけ教えてください。

○議長

教育部長。

○教育部長

検討につきましては、常に我々も人数等を見ておりますので、その辺については、常に検討してるということになると思います。

以上です。

○議長

森田議員。

○ 1 1 番

検討してるんであれば、検討結果を議会に示していただきたい。どんなことをやってるか、議会は全然分からないわけですから。教育長、ぜひともそのことはお願いしておきます。

この質問はこれで結構です。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

それでは、議員御質問の大きな2項目めについて、順次お答えをさせていただきます。

まず、答弁の前段におきまして、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置されました、町とは別の民間組織ではありますが、町からの補助金や公的事業の受託を受けて運営されておりますことから、町として、社協の業務について、十分な説明責任を果たす必要性に鑑みまして、町の立場として、また町の責任の範囲内にて御答弁を申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1点目、町社協についての①町内の介護事業者数についてお答えをいたします。

社会福祉協議会を含めまして、居宅介護支援事業者が11事業者、訪問介護事業者が5事業者、通所介護事業者が7事業者となっております。

次に、②社協職員の職務分担につきましましては、社会福祉協議会職員22名のうち、社会福祉協議会におけます地域支援事業を担う職員が4名、現在、役場福祉課のほうへ出向している職員が1名、地域包括支援センター職員が5名、指定管理施設である老人福祉センター職員が3名の計13名と、あと介護事業所として介護事業部門に9名の職員が配置をされております。

次に、③社会福祉協議会の介護事業部門は民間の介護事業所と同じ収益事業となっており、事業収益により運営をされております。

続きまして、(2)でございます。町から社協への支援についてでございますけれども、まず一つ目、プリズムへぐりにおける社協の使用面積及び町と社協における約束事についての御質問でございますが、これにつきましては政策推進課から御答弁させていただくところでございますが、併せまして、私のほうから御答弁を申し上げたいと思います。

使用面積につきましては、プリズムへぐり、社協の事務所部分でございますが、建物、事務所として115.54平米、駐車場部分といたしまして168

平米、合計283.54平米使用されております。また、プリズムへぐり、デイサービスの部分につきましては、デイサービス部分で410.85平米、相談室Cという部屋がありますが、11.00平米、ヘルパーステーション21.30平米、合計443.15平米を使用されております。全て合計をいたしますと、726.69平米使用しているという状況になっております。平群町行政財産使用料条例に基づきまして使用許可を行っておるというところでございます。

次に、②令和6年度プリズムへぐり管理費の約3,000万円のうち、社協分に係る経費は幾らかということでございますけれども、予算執行に当たりまして、施設全体として執行しておりますので、個別の算出については困難な状況でございます。

次に、③社協に対するその他支援につきましてはございません。

それでは、最後に、社会福祉協議会の職員の処遇についてでございますが、自治体職員の給与規程などを参考にはしておられますけれども、社会福祉協議会の就業規則及び独自の給与規程に基づき支給をされておるということでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

答弁ありがとうございます。

社協、立派なプリズムへぐりのパンフレットをお作りになって事業を進めていただいておりますけれども、私は社協の運営についてとやかく言うつもりはございません。別法人ですから、当然そうだと思うんですけどもね、やはり、私は社協に町が2,700万円出しておる、そういうことと、町の建物を使っておるということで今回取り上げたわけですから、そのことを申し上げて、順次再質問いたします。

(1)としてですね、先ほど民間の事業者、介護事業者がたくさんある。先ほど言われたように、居宅が社協を含めて11社といろいろあると、これは分かりました。それは結構です。職員の分担も分かりました。介護従事者は9名いらっしゃるといことも分かりました。これはもう結構ですが、社協の介護事業は収益事業ということであれば、当然、税金を払っているのです。収益事業であればですね、もうければ、やはり税金を払う。国民の義務ですから。

それとですね、介護部門は町行政財産使用条例に基づいて許可を出しておるということであれば、当然家賃を取ってるんでしょう、収益事業であれば。家

賃を取るべきや。取ってなければ問題だというふうに思うんですけどね。

先ほどの運営費補助金2,700万円は町の規定に基づいて交付してると思うんですけどね、2,700万円の根拠はどうなってるんでしょうか。先ほど言いましたように、王寺町は220万円なんです。平群町より2,500万円ほど少ないわけです。それはお尋ねいたします。

それとですね、プリズムの管理費3,000万円ですけども、社協の分は分からないということですけども、私が調べたところ、先ほど言いましたかね、光熱水費が1,120万円。決算書で見ますと、役場本庁で810万円なんですよ。文化センターで630万円と。私は、相当の金額がプリズムへぐりが使っている、特に介護部門が使っているんじゃないかと思うんですけども、その辺はどのように町としてお考えになっているのかお尋ねします。

社協の支援についてはですね、2,700万円以外にはないようなことをおっしゃったんですけどね、職員は1人派遣してるんじゃないですか、社協に。それはどうなってるんでしょうか。

それとですね、社協の給料面とかいうのは規定に基づいてやってるといふことなんですけどね、私のほうにはいろいろ声が届いておりますので、今回そのことは詳しく申し上げます。

以上、再質問です。答弁よろしく申し上げます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

数点御質問いただきました。順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目、2,700万円、町から補助金が出ておりますけれども、その根拠でございます。

私、最初の答弁の社協職員の職務分担について御答弁申し上げた中で、社協の地域支援事業を担う職員が4名と、あと町に出向している職員1名と申し上げました。この5名分の人件費分相当ということで、2,700万円の補助を行っておるということでございます。

あと、それと管理費3,000万円、プリズム管理費ということにかかっておるということで、光熱水費について、他の公共施設と比べて多いということでございます。これが、介護部分がほとんど使用した部分ではないのかということではございますけれども、確かにデイルーム、デイサービスということで使用をしておりますので、光熱水費、電気代、水道代などは、実際のところ、かかっておるということではございます。先ほど、議員、御質問の中でもおっしゃっていただきましたとおり、介護保険制度が始まる当初ですね、他の民間

の事業所もないような環境の中で、平群町社協として介護サービスを継続して住民に提供していくという部分から、事業のほう、今も継続をしておると。そういう事業を実施する上での施設を使用しているプリズムへぐりということでございますので、そういったことを、経緯も含めて継続して施設をする中での費用が発生してるということで現在に至っているということで御理解をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、私のほうから3点御答弁させていただきたいと思います。

まず、家賃といいますか、使用許可の部分でございますけれども、まず、先ほど答弁で述べました面積分を行政財産使用料条例に基づいて使用許可を行っております。その部分につきまして、固定資産評価額の2%分といたしまして、使用料としてその分を、令和6年度の決算額で言いますと、93万6,690円を使用料として納めていただいているといったところでございます。

あと、光熱水費の部分ではございますけれども、こちらも約3,000万円のうちということなんですけど、光熱水費につきましては、面積案分にて負担をしてもらってるといった部分でございます。令和6年度でいきますと、1,128万8,000円のうち、205万1,508円を光熱水費分として頂いております。社協からは、合わせて298万8,198円を令和6年度決算では納めてもらってるといった部分でございます。

そしてまた、職員派遣につきましては、町から1名行かしておりますけれども、また、社会福祉協議会からも1名来てるといった部分で相互派遣という形でさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

答弁がなかったんですけども、収益事業であれば、税金を払ってるのかどうかというのをお尋ねしたんですけども、それは後ほどお答えいただきたい。

今家賃も取っていると、管理費用ももらっていると。それ、本当に妥当性があるんですか、部長。それは、もう一度検証してくれませんか。そのお金が少なければ住民の負担が大きくなるわけですよ。取るべきものは取って、処理していただきたいというふうに思うんですけどね。

2, 700万円のことについてですね、職員の負担分。王寺町の220万円はどうなってるんですか。王寺町の220万円はどうなってるんですか。だから、私はこの際きっちり調査して、改めるべきは改めるべきだというふうに思いますよ。

私も、今回質問に当たってね、ほかの町のこういう施設を見学させていただきましたけども、ほかの町はもっと立派ですわ。もっと立派でした。だから、2, 700万円のことについてもですね、本当にこんなことでいいのかどうかということですよ。いろいろ申しあげましたけど、ほんまに社会福祉協議会で介護事業をやるべきなのか。それが、民間の事業者と同じ土俵で事業をしておるのか。当然、社協の介護部門の職員の雇用を守るべきだというふうに思うんですけども、1回真剣に町として考えるべき時に来ておるんじゃないかなと思うんですけども、町長、その辺のことについてはどのように思われますでしょうか。

御答弁よろしく。

○議長

総務部長。

○総務部長

すみません、先ほどの使用料と光熱水費の妥当性ということでございますけれども、先ほど答弁でもお答えさせていただいたとおり、行政財産使用料条例に基づいて、固定資産評価額の2%ということで、これは、このプリズム、社会福祉協議会だけでなく、ほかの施設等にも影響してくる部分でございますので、それに基づいて算出させていただいているといった部分でございます。

あと、光熱水費の案分についてということなんですけど、やはり実費精算となると施設上の問題がございまして、電気、ガス、水道など設備は一体となると、そういった部分もございまして、今現在は現行の面積案分が妥当であるというふうな形では考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

それだったら何も検討しないということですか。電気であれば、参考メーターつければ使用料は分かるわけじゃないですか。水であればですね、人頭割とかそういうことでやれば分かるわけじゃないですか。私は、今の部長の答弁は、私はもう本当に不可解というより情けないですよ。町の財政を預かってる方に対してですね、そんな答弁が頂けるといふふうには、私は思っていなかった。

私は検討に値すると思いますよ、2,700万円の金額についても、2,700万円、町の税金じゃないですか。そのことはやっぱり認識していただきたいと思いますよ。私はもう常々思う、甘い。それは、仲間意識でそういうことになってるんじゃないかというふうに思わざるを得ない。

それとですね、今回質問した以外にですね、9月の決算委員会である委員から指摘がありましたように、借地が1,765平米あるんですよ。25年間何もしてない。それはちょっとおかしいじゃないですか。私、9月の決算委員会で初めて知りましたが、やはり、きっちり町が買い取るべきじゃないかというふうに思います。

それとですね、町長が、町が運営補助金を出しております。ですから、社協の会長は町長ですよ。これって利益相反になるのではないかと私は思います。先ほど言いましたように、使用料についてもしかりだと思いますので、これは改めるべきは改めていただきたい。そのことを申し上げて、この質問はこれで結構です。

○議長

ちょっと少し答えたいということなんで、住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、先ほど再質問していただいた点で、私、答え切れてなかった部分がございます。

まず1点目、王寺町の補助金の関係と比較してということでしたが、王寺町につきましても、社会福祉協議会、町直営でされておりますので、人件費分などについては町のほうから出てるという部分での差が出てるのかなというふうでございます。

あとそれと、介護サービスをするのかということについて、町の考え方、今後の介護サービスの在り方ということでの御質問でございました。

これにつきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、今現在では多くの介護サービスの事業所が町内にもございます。そういったことから含めまして、社協が本来担う役割という部分については見直しをしていく必要があるのではないかというふうには思っておりますけれども、それらについては町のほうからも提言をさしていただいて、2,700万円の人件費分の補助の関係もございますが、しっかりと地域に根差した地域での役割を果たしてもらえるように、町からも提言を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員、次に行っていていいですか。総務部長。

○総務部長

それでは、大きな3点目のハラスメント防止条例の制定をということで御答弁させていただきます。

ハラスメント対策については、職員の尊厳を守り、業務の遂行能力を高め、勤務環境の悪化を未然に防止するとともに、優秀な人材の流出を防ぐなど、その未然防止と適正な職場風土の確立は重要な課題と認識しております。

本町では、平成23年に職場におけるハラスメント防止等に関する指針制定し、職場におけるハラスメント防止やハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応等に関し、必要な事項を定め、健全な職場環境の確保に努めております。また、労使による安全衛生委員会を開催しており、職場における安全及び衛生の確保や健康保持増進のため、毎月開催・協議をしているところでございます。

この安全衛生委員会において、全職員を対象としたメンタルヘルス・ハラスメント対策及び働きやすさ、働きがいに係る職場環境調査を毎年10月に実施しています。しかし、残念ながら、本町職員において、ハラスメントにおける事案が発生したところでございます。また、町の指針はあくまで職員の勤務環境保全として、その対象を職員にとどめているのが現状です。

そのようなことから、議員お述べの生駒市においては、対象者を市長、副市長、教育長、議員、職員にして、職員アンケートを実施し、実態把握を行った上で、令和7年3月に公布し、7月より施行開始されております。まずは、生駒市の制定に至った背景や経緯を調査し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ハラスメント事案が発生したということですね。本当に残念であります。

先ほど部長からですね、指針が示しておるといことなんですけどね、私は指針と条例の重みが全然違うと思うんですよ。条例の重みとは全然違うと思いますので、私、今回10月に県外研修で築上町に参りました折に、議員提案で築上町議会ハラスメント根絶条例を制定したということをお聞きしました。先ほど部長からありましたように、狭いんですよ。部長の話であれば、議員が入ってないんですよ。築上町の分はですね、職員とかそういうものが入ってないわけですよ。もっと私は、町長や副町長、教育長、職員、そして議員を包含し

たハラスメント条例をつけるべきじゃないかと思うんです。

それともう一つ大事なことは、その窓口なんですよ。窓口、これは町でつくっても、町内部でつくっても問題あるわけじゃないですか。もう一度、私はぜひともつくる、検討とかじゃなくて、もっと前向きな答弁をお願いしたいんですけれども、いかがですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

確かに、指針と条例では重みが違う、確かに議員おっしゃるとおりでございます。平群町の指針とこのアンケートについては、奈良県内でも進んでるという形では県庁ではお話しされてる部分なんですけれども、まず、条例というのも確かに重要な部分ではございますけれども、まず職員のですね、やっぱりこの職員の尊厳を守るといった部分に関しますと、やはり組織全体で個人を守る体制整備というところと、また職員の研修、ハラスメントの理解がまず一番重要じゃないかという形で考えております。過去にも研修は行っておりますけれども、やはりそういった部分をまずもう一度職員全員が認識してですね、そしてまた、生駒市も制定まで約2年かかっているという部分で、やはりすごく慎重に行っておられた部分もございます。そういったことも意見聴取、ヒアリングを行いながらですね、この平群町において、そういうハラスメントがないような町にしたいという部分は私もすごく思っておりますので、議員の御意見いただいた部分、条例化をまずというより、先に意見聴取とかの部分、そしてまた、先ほどおっしゃられた相談窓口もそうなんですけど、やはり職員アンケートでも、職員が対象の窓口であると、やはり相談しづらいというのは議員お述べのとおりだと思いますので、そういったところの体制整備等も含めて包含的に取組を早急に行っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

ハラスメントはですね、住民からも、当然職員に対して、議員に対してもあるわけですし、学校現場では非常に問題になっているようなこともございますので、それが包含できるかどうか、ちょっと私は分かりませんが、早急に条例の制定を求めて、次の質問をお願いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、4点目の災害時の一時集合場所の自治会館は安全かということです。

まず、1点目の町内のいっとき集合場所は35か所指定しております。旧耐震での建築物は12か所ございます。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の建築物は12か所、浸水想定区域は3か所の指定となっている状況でございます。

いっとき集合場所につきましては、災害時に危険を一時的に回避する場所、または集団を形成する場所ではございますけれども、災害の状況に応じては、避難所及び広域避難地へ避難させることを前提にしている施設であるといったことでございます。

そのようなことから、いっとき集合場所におきましては、身の危険や不安を感じた場合や、さらに避難を要するときには、地域の皆さんで指定避難所及び指定緊急避難所へ集団避難していただくよう呼びかけております。また、自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、各地域の自主防災組織と連携を図りながら安全・安心に努めております。

続きまして、2点目の自治会館、集会所が罹災しない対策についてということですが、町では大字自治会が所有する集会所を整備する、新築、改築、増築、改修ですね、そしてあと防災対策などをする際に補助金のほうを交付しております。災害発生時の安否確認方法や情報収集、伝達手段の確保、また備蓄品の準備と適切な配分、衛生環境の維持、そして施設の安全管理が重要であるというふうに考えております。

この補助金を活用して、各大字自治会におきまして、自治会館建て替えをはじめ、外壁、内装、屋根の改修、防水工事、エアコンの設置、駐車場の設置などを実施していただいております。また、安全・安心なまちづくり補助金を活用して防災備蓄品なども整備しておられます。

集会所を一番把握されておられる自治会員の皆様によって行われておりますので、引き続き、活用を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

地域防災計画によりますとですね、自治会館は、いっとき集合場所は公共施設というふうなうたってるんですよ。公共施設とは何ぞやということになるわけですが、これは私が調べた限り、公共施設は自治体が造り、運営、維

持管理するものというふうに思っておりました。そうではないんですか、基本的に。

私も、もう一度調べたところ、町の財産目録によりますと、集会所が計上されてるんですね。それがですね、1,830平米。これは町の財産ですよね。または、椿井とかいうのは町が造ったところなわけですよ。町が造ったところ。それであれば、町がどのような責任を負うのか。開発業者から帰属を受けた自治会館、それは自治会とどのような約束になっているのか。いっつき集合場所は、先ほど言いましたように公共施設というふうになってるわけですから、これは重いと思いますよ。公共施設とうたってるわけですから、地域防災計画では。そんな補助金の問題じゃないと思いますよ。

先ほど言いました27か所、耐震化できないところが27か所あるわけですが、その辺のところを町として、町の住民の安全・安心が一番だというふうに思うんですけれども、その辺のところをどのようにお考えになっているのか、分かれば教えてください。

○議長

総務部長。

○総務部長

すみません、御答弁させていただきたいと思います。

まず、いっつき集合場所の部分でございますけれども、地域防災計画で公共施設というふうな形で書かれているということやったんですけど、205ページかな、この部分で災害時に避難所となる公共施設という形で、そこに含まれているか否かという部分ですけれども、いっつき集合場所というのは、この公共施設の部分には当てはまらないかな。ただ、当てはまらないかといっているというわけじゃないんですけれども、そして、次の段階で、議員お述べになった普通財産の部分で集会所というのがあります。そちらのほうにつきましては、開発等で帰属を受けた部分で、そしてまた、維持管理につきましては、委託契約を結びまして、そして維持管理につきましては自治会のほうでしていただいと。

そしてまた、地域防災計画でも20ページ、もしくは5ページにも書いてあるんですけれども、原則として、いっつき集合場所の施設の管理はそれぞれの自治会等が実施する旨という形で書かせておきまして、維持管理というのやはり自治会のほうでしていただくような部分になっておるといった部分でございます。

そしてまた、安全・安心というのは、もちろんそこが一番重要になってきますんで、自然災害の種類におきましては、そのいっつき集合場所じゃなくて違

う場所、その災害状況に応じて町のほうも避難所のほうを指定して誘導していくという形で安全・安心を守っていきたいというには考えておりますので、御理解のほう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

時間がないので、もう少し質問したいんですけどできないので残念ですけどね、今部長答えられたことをもう一度条文を整理してほしいと思う。今のよう
に、町が造った施設であれば、当然町が面倒を見るべきじゃないかと。私が議員になったときに椿井の何か公共下水道は町が費用を負担したと思うんですよ。そんなこともあるので、本当に町として、自治会館の運営について一貫性があるかと、私は疑問に思います。

私は、震災対策の一番は倒壊しない家に住むことだと思うんですよ。倒壊しない家に住むのであればですね、自治会館も何も要らないわけですから。私は、町長ね、新耐震に合致した家を造ることを推奨するためにお金を使うことによって住民の安全・安心、生命・財産が守れるんじゃないかと思っておりますので、今回質問の答弁は求めませんが、それを第一に考えていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

13時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時14分)

再 開 (午後 1時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号6番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○6番

皆さん、こんにちは。稲月敏子でございます。

それでは、先般、2点にわたって通告をさせていただいております。ただい

まから質問をさせていただきます。

1 点目、公的な災害用井戸の設置を。

地震等大災害時に長期間断水をすることが考えられ、多量に必要な生活用水の供給は大変重要となります。本町では、その一つに民間所有井戸の提供制度を令和6年9月から採用、実施をされています。ホームページには、登録数は現時点で6か所とありました。しかし、住宅密集地や町中心部には登録はないのが現状です。今後、さらに登録のお願いをするとともに、公的な水源の設置が必要になると考えます。斑鳩町では、農業用水源を利用し、災害用水源として使用訓練をするなど、既に実施をされておられると聞いております。本町でも、もっと簡易水道などの水源を利用する等、考えられるのではないのでしょうか。

もう1点、新たに公的な災害用生活水供給施設として、広域の避難施設となる総合文化センター敷地内に災害用井戸を整備することを提案をいたします。

ここは、竜田川の伏流水が存在をし、井戸を掘るのには適切ではないかと思われれます。平時は、その地下水を敷地内の植栽のかんがい用に使用することができ、夏場の水道水の大幅な節減ともなります。設置費用も、災害対策施設は国の負担などもあり、町の大きな負担にもならず、災害時対策と日常の節水もできる大変有効な設備となると思われれます。ぜひ実現をさせていただきたいと考え、提案をさせていただきます。

2 点目、住宅地に侵入する鳥獣対策について。

全国的には今、熊の被害が大問題になっております。幸いに、生駒山系や矢田山には熊の出没は現時点では確認はされておられません。しかし、本町ではイノシシが住宅地の直近あるいは住宅地内に出没し、夜な夜な家の前の空き地を荒らしている状況。また、家に接近した裏山に出没し、音を立て、荒らしていくなど、人的被害になりかねない状況がございます。

現況では、農業被害については防止柵の設置などの費用補助の制度はありますが、それ以外には補助制度がございません。山間地を切り開いて造成をされた住宅地が多く存在をする本町で、鳥獣対策は農地だけでは実情に合わないのではないのでしょうか。ぜひとも住民が安心して暮らせるように、被害防止のために、農地以外の鳥獣被害防止施策のための補助金の整備を求めます。よろしく願いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、公的な災害用井戸の設置をについて御答弁させていただきたいと

思います。

1 点目の災害用井戸の登録について。

地震をはじめ、大規模な災害時における生活用水、清掃やトイレ等の水確保のため、引き続き、広報紙等による災害生活用水協力井戸の登録、協力を呼びかけてまいります。

2 点目の総合文化センター敷地内に災害井戸の整備について。

総合文化センターの敷地内において、災害時の断水時に井戸水を供給できることは有効であると認識しております。また、敷地内にはマンホールトイレが3か所あることから、災害用井戸をその付近に整備することは有効であるとも考えております。しかし、同敷地内には役場新庁舎の建設も予定しておりますので、議員御提案の井戸水の確保について、実現の可能性も含めて検討してまいりたいと考えております。

現段階での生活用水の確保については、現在備蓄しています期限切れの飲料水の活用に取り組んでいます。災害時の備えとして、引き続き災害時の生活用水の確保については取り組んでまいります。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○6 番

ありがとうございます。昨日も、昨夜ですね、大きな地震が、震度6強ですかね、東北地方であったということで、非常にもう緊迫した状況ではあるというふうに思います。広報紙等で、さらに既設井戸の公的な使用を応募していただくということで、さらに住民の皆さんにね、ぜひとも御協力をお願いをさせていただきたいなというふうに思っております。

6か所ね、今ね、非常に積極的にそういう生活用水の供給に貢献をしようということで応募していただいているお宅が出てきたというのが非常にうれしい話で、他の町の方たちから若干聞いた話ですけども、なかなかこの小さな町で6か所の応募があったというのは非常に大きいのではないかと、すごいなというふうな感想も聞かせてもらっているんで、まだまだ、そやけど、実際起こったときにはこれだけでええわけではなく、大変な事態になっていくんで、もっともって応募していただけるような施策を考えていただくということで、ぜひよろしく、その点についてはお願いをしたいというふうに思います。

あと、公的な井戸の設置ということで提案をさせていただいた点についても有効ということで、その必要性については認めていただいたというか、必要やなということで考えていただくと、検討したいというふうにおっしゃっていた

だいておりますので、まず積極的な検討をお願いをしたいなというふうに思っております。

それと、これまで使ってきた地下水等を再度使用する、もう一旦蓋してしまっているとかいろいろあると思うんですけども、そういう使い方については、何か御検討されていることがあるでしょうか、お聞きをします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

登録等の井戸も引き続き取り組んでいきたいというのと、また、公共用井戸につきましても、早急にいろんなことを検討していきたいということですけども、使っていない地下水というのは、すみません、ちょっと今、検討できるものはなかったの、教えていただけたら。すみません。

○議 長

稲月君。

○6 番

ということなんですが、あんまり具体的によく分かんないんですけども、山間地なんかの簡易水道ですね、最近というか、そんな一、二年前じゃないですけど、最近まで出てたような井戸、ありますよね。それとか、西宮の水源だったかな、駅のちょっと西側にあった、そういうところの水源として使ってた井戸が、自己水としてね、何か所かあったのではないかなというふうに思うんですけども、そういったものがもう全く使えないような状況になってるのかどうか、私ちょっとはっきり分からないんですけども、もし使えるものならばね、そういう災害時に使用するというようなことを検討してみてもいいのではないかなというふうに、有効活用できるものならしてほしいという、そういうことなんです。

以上です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

ありがとうございます。申し訳ございません。

確かに、簡易水道とかであれば、今まで信貴山のほうでもありましたけれども、そちらのほうは専用水道として今まだ活用されてるということになっております。

確かに、地下水を閉鎖した部分というのは、今、担当のほうでも様々な生活用水というのは多いほうがいいという考え方もございますので、なるべく情報

収集とかしてあります。そして、ここに井戸があるというのも、町内でちょっと職員の方でも確認はしたりしてるんですけども、なかなか活用できない井戸があったりとかしてる部分なんですけど、今情報頂いた部分とか、また町内にこういった形があるかというのは早急に調査して、活用できるものは活用させていただくような御協力を願うような取組をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。これはもう本当に真剣に検討をしていただくということでお願いをしておきます。これについてはこれで結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、議員2項目めの住宅地に侵入する鳥獣対策についての御質問にお答えいたします。

現在平群町では、有害鳥獣から農産物の被害を防止するため、平群町有害野生獣駆除事業補助金交付要綱を定め、捕獲施設や防除施設に対して補助金を交付しており、また、生駒市・三郷町・平群町・奈良県猟友会の生駒支部、平群支部で構成する新生駒山系鳥獣被害防止対策協議会により、広域的に有害鳥獣の捕獲等の対策に取り組んでいるところでございます。

これらの取組を継続的に実施することで有害鳥獣が減少し、住宅地への被害防止にもつながっているものと考えております。

議員御質問の農地以外の鳥獣被害防止対策の補助金等については、最近では、住宅地付近において、今回は三里地区でイノシシ1件の出没の報告を受けておりますが、被害は出ておりません。今後、出没件数や被害状況を注視しながら、他市町村の取組事例を参考に調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。農地の対策、そこを強化をすることで成獣、害獣が減ってくるというふうに今おっしゃっていただいたんですけども、そういうこともあるやとは思いますが、気候の変動とかそういったところ

で、山の中での食べるものの変化なども、熊の状況を見てたらね、何かそういうのも非常に大きい、今までとは違ってきてるなというふうな感触もあるというふうな状況ではないでしょうかね。

やっぱり、イノシシについてもね、熊が今まで人間を恐れてた状況。それがもうね、人を襲う、ツキノワグマまでも人を襲うような状況に変わってきてる。やっぱり食べるものが変わりね、環境が変わりということで、非常に生態系も変わってきたんかなというふうに想像できるんですけども、イノシシもそれと全く同じではないんです。熊のほうがもっと賢いやろかなとは思いますが、イノシシについてもね、やっぱり生活環境の変化がさらに変わってきますしね、出没する状況なんかも変わってくるんじゃないかなというふうな危惧もいたします。

それと熊もね、それは何年後には、この生駒の山系にも出てくるような状況もないとは絶対は言えないんでね、いろんな鳥獣の被害を想定もしながらね、人家への影響、そこんとこ、もうちょっと突っ込んで積極的な対応を考えていただきたいなというふうに、今思っているところなんです。

他市町村の状況もいろいろ調査をして聞いて、そこも参考にして考えるというふうな御答弁を頂きました。それも非常に大事で、いろんなところのいい経験とかね、それを生かしていただくことは非常に大事だというふうに思うんですけども、やっぱりそれでも、この鳥獣被害においては、この近辺の市町村の中ではね、平群が結構被害状況は大きいんじゃないかな。山にずっと囲まれてるとかね、そういう地理的条件もありますしね、かなり平群は率先してやっていかへんかったら、皆さん、後でついてきはるとというのが現状と違うかなというふうなことも思いますのでね、これはやっぱり平群の本領を發揮していただいて、この被害をどう対策をしていくんかというのは考えていただくことが非常に重要ではないかなというふうなことも思いましたので、それは積極的にもうちょっと考えていただきたいということで、よろしく願いしたいんです。

昨日も、椿台のほうの被害状況、見せてもらいに行きました。ちょうど裏山、そこのおうちの真裏が、町の土地らしいですけど山で、その家との境のところはかなり段差は低いから、本当にまだ家のほうには入ってきてないとおっしゃってましたけども、真裏のところはかなり掘り返しがあったりとか、今まで段を造ってたのを全部壊してるとかね、置いてたものが落ちてくるとかね、そんな状況を見せてもらいました。だから、そういった隣接する住宅については、もうほんまに人的被害というのが一歩手前にあるというふうなね、そういう深刻な状況でもあるんじゃないかなというふうに思いますので、限られた財源やというふうには思います。農業被害でも2万円が限度ですね。半額の補助とい

うことで、電柵とか、それから鉄の柵ですね、そういったものの設置等、いろんなところで使えるというような補助制度があると聞いておりますが、農家もそれだけでは足らん、全く足らんというのが現状であるという話もたくさん聞いておりますのでね、そこも含めた対策を、費用の負担、もっと増額していただけるような積極的なことを、今やからこそね、この熊の被害も非常に大きな問題になってる今やからこそ考えていただきたいというふうに思いますので、それはぜひ実現をさせていただく方向で御検討いただきたいということで、これで私の質問は終わります。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

2時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時04分)

再 開 (午後 2時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号7番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○7番

それでは、私のほうから大きく3点について質問させていただきます。

まず1点目、喜ばれるゴミ袋の配布事業に。

これは、今年の9月議会の補正予算で、国の物価高騰対策に伴う家計や事業者の負担軽減を目的として、重点支援地方交付金を使って、平群町では20リットルのゴミ袋を150枚、15セットですね、各世帯ごとに配付が提案されました。しかしながら、20リットルのごみ袋150枚一択については、独り暮らしや高齢者2人暮らしでは大き過ぎて使いにくい、使い切れないなどの声や、人数の多い世帯では小さ過ぎて使いづらいなどの声が聞かれています。また、多くの、この問題では議員からも意見が出ました。

検討したいとの行政側の答弁になったと記憶しているんですけども、この問題で11月に検討の内容を担当課に聞きますと、一旦は20リットルのゴミ袋を全世帯に配付をすると。その後、希望者には10リットルのゴミ袋とだけ交換できるようにするとお聞きをしましたが、その理解でよろしいでしょうか。

私は、これは全てのごみ袋と交換できるようにすべきだと思います。

また、交換場所は役場だけというふうにお聞きをしてるんですが、そうなのでしょうか。住民さんからすれば、もう少し利便性のいいところ、南の地域であればプリズム辺りでも交換できるようにしてあげるということが、本当に住民に対する丁寧な対応ではないかというふうに思います。

また、この交換期間というのは設けるのでしょうか。私は、ある程度設けてもいいかなとは思ってるんですけども、現在、現時点で、ある程度、ほぼほぼ方向性は決まってると思うんですけども、よろしく御答弁、お願いいたします。

2点目は、可燃ごみ処理の委託についてであります。

2026年度から、生駒市に可燃ごみの処理を委託をいたします。それに当たり、ごみの出し方が大きく変わります。これまでは、可燃性のものならば、サイズに関係なく、ごみ袋に入るものは入れて出すことになっていました。しかし、4月からは、有料ごみ袋に入れる可燃ごみは、一つ当たりの大きさが、一辺でしょうかね、30センチ以下にして袋に入れなければなりません。そのことを住民の皆さんにしっかり理解をしていただき、協力していただかなければなりませんので、なぜ30センチ以下にしなければならないのかということをお聞きをしたいと思います。

次に、新しいごみの出し方の冊子ですが、これが住民の手元に届くのは3月の広報に折り込むということをお聞きしましたが、それでは、住民の方々への周知が十分だとは考えられませんし、もう4月に新たな出し方でスタートが決まっていますので、やっぱり遅過ぎるのではないかというふうに思います。それとこれ、広報と一緒に届けるということですが、広報が届いていないというか、広報が入らない世帯にはどのような対応をしていかれるのか、このことについてもお聞きをしておきたいと思います。

そして3点目、小中学校のトイレに生理用品の設置をということで、これは以前にも質問させていただきました。

学校のトイレに生理用品の設置は、コロナ禍で生理の貧困が大きな社会問題になり、自治体の窓口などで無償配付をされていました。平群町でもそうされていました。その延長線上に、学校のトイレに生理用品の設置が広がりました。また、生理の貧困だけでなく、トイレトーパーが普通に置かれているように、生理用品もトイレに設置されていれば、どれだけ子どもたちが安心して学校生活を送ることができるでしょうか。これは、これまで設置してきた現場の、全国的にやられているところでアンケートも取られてるんですけども、そういう現場のアンケートなどからも明らかになっています。

そんな中で、2024年10月1日時点では、生理用品を小中学校のトイレ

に設置する区市町村は295。このうち、15県の県庁所在地が全小中学校に設置をしておられます。また、全公立高校に設置をしているのが全国で15都府県あるということです。また、今はそこから、学校から役所庁舎のトイレ設置をするというのも広がってきてまして、121自治体に広がっているというふうにお聞きをしています。また、これは民間企業などにも波及しているということがニュースなどでも報道されています。

ちなみに、奈良県内では、公共施設に設置をしているのが6自治体、小中学校、一部高校も含めてですが、やっているところが7自治体、そして、学校と公共、両方のところの施設に置かれているというのが3自治体あるというふうな状況になっています。

この問題、既に2021年4月の文部科学省の交付金活用の事務連絡の中でも、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童・生徒にも配慮し、安心して入手できるように、提供場所を保健室以外にも設置場所を設ける等の工夫を求めていました。このことから、平群町が設置場所を保健室に限定すること自体に私は違和感を覚えずにはられません。また、生駒郡内では、学校のトイレに生理用品を設置していないのは、もはや平群町だけです。今年の2学期から中学校に設置をスタートさせた安堵町では大変喜ばれているとのことをお聞きをしています。平群町でも決断すべき時ではないでしょうか。

以上、大きく3点について、明快な御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の1項目め、喜ばれるゴミ袋の配布事業についてお答えをいたします。

国の物価高騰対策といたしまして、重点支援地方交付金を活用し、令和8年2月中旬より順次、可燃ごみの指定袋を配付する予定といたしております。

配付内容につきましては、本年8月に開催の全員協議会において、配付予定の20リットルの指定袋について、議員の皆様から様々な御意見を頂きました。その上で検討を重ねた結果、交換希望のある世帯につきましては、ごみ減量の観点からも、10リットルの指定袋には交換させていただくことといたしました。配送準備の都合上、一旦全世界帯に20リットルの指定袋を配付させていただきますが、交換希望の世帯につきましては、一定の交換期間を設けた上で、役場窓口での交換を想定しております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○ 7 番

ありがとうございます。

今、部長のほうから20リットルを10リットルしか交換しない。なぜ10リットルだけなんですか。世帯のいろんな状況によってはいろいろ使うわけですよ。45リットルも使うわけやし、同じ量の分を交換するのであれば、10リットルにこだわらず、希望があれば、全ての人が希望するごみ袋と交換できるようにすべきじゃないですか。それが本来、せっかくやったこの事業を住民の方々が喜んでいただける、私は対応になると思うんですけど、なぜ10リットルしか駄目なんでしょう。その点については、再度御答弁いただきますようお願いします。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

20リットルの袋を配付をさせていただいて、10リットルに交換希望の世帯につきましては交換するという事です。当初、配付する20リットルの根拠、これは今までの議会の中でも御説明をさせていただいておったとおりでございますけれども、20リットルを使用されてる世帯が割合が多いと。それぞれの御家庭の使用状況などを把握するというのはなかなか困難でございますので、そういった形で20リットルを配付するという事に至ったわけでございます。

なぜ10リットルの分については交換をして、大きい袋には交換をしないのかということでございますけれども、先ほど私、御答弁いたしましたように、ごみの減量の観点からということが一つの要因でございます。ごみ袋を大きくするという事に対して、ごみの減量化にはつながりにくいということでございますので、10リットルでの交換のみを受付をさせていただくということでございます。

以上です。

○ 議 長

植田議員。

○ 7 番

ちょっとそれはおかしいん違いますか。確かにごみを減らさなあかんことは分かります。それは今後、生駒市に委託をする部分であっても委託料に跳ね返ってきますからね。ただ、やっぱり世帯規模によってはね、最低限出る量ってあるんですよ。子どもたちが多かったりとか家族が多ければ、やっぱりごみの

量は出るんです。ゼロなんかないと思いますよ。それ考えたときにね、何で10リットルしかあかんのやというのは素朴な疑問としてあるんです。確かにね、一番20リットルが多いからそれを全世帯に送ることとしたことは分かります。ただ、それだけじゃない部分というのはあるわけですから、少なくとも私は、ごみを減らす観点なんていうことじゃなくて、その世帯に応じた形で、そこがふだん使ってるごみ袋に交換できるということに、せっかくこの事業をやった、私は意味はあると思うんですね。

だから、そこはやっぱり住民の立場に立ってね、やっぱり同じやるんやったら喜んでもらうために、住民生活に寄り添う、各家庭によってのメインのごみ袋の大きさは違うので、ふだんほとんど使わないごみ袋をもらっても仕方がない。せっかくの事業が私は生きてこないというふうに思います。住民の立場に立ったごみ袋の交換は、全てのサイズと交換できるようにすることだと思います。

また、交換場所は役場で交換するというのですが、役場以外にも設けてほしいですね、公共施設。ちょっと例出しましたが、プリズム辺りではやっていただきたいなというふうに思います。歩いて交換に行ける人たちもあの地域では出てくると思いますから、最低でもそういう、北の地域でもそういうところを1か所設けていただきたいんですが、そういう公共施設というのは、北の地域はあそこの分所ぐらいしかありませんので、もうかなりそれは厳しいかなというふうに思うんですけれども、少なくとも1か所だけでやったら、そこ窓口も大変でしょう。多分これ、どれぐらい、一定の期間というか、半年ぐらいを想定してはんのかなと思うねんけど、年度変われば、子どものおむつの無料配付とかも重なってくるからね、やっぱり分散するべきだと私は思います。そこから辺も再度ね、ちょっとやっぱりこのごみ袋は10リットルだけに限らず、ほかの部分でも交換していただける体制を取っていただきたい。

これ、町としてもストックはありますよね、作ってるわけやから。必要な人は交換しに行くわけですから、そこはね、そういう体制をぜひやっぱり取っていただきたいんです。住民に喜んでもらう、せっかくの事業ですので、そこは再度検討していただけませんか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、再度の御質問ということで、何とか大きいサイズのごみ袋で交換をできないかと、そういったことで検討ということでございますけれども、先ほどと繰り返しの御答弁になりますが、我々としましては10リットルでの

交換で、住民の皆様にも、今既に大きいごみ袋を御利用の御家庭もあろうかと思えますけれども、御協力のほう、お願いをしていきたいというふうに考えています。よろしくお願いたします。

○議長

植田議員。

○7番

全く住民に寄り添ってない答弁で悲しいですわ。

でね、その20リットル、何ぼも袋を開けて、家族多ければせなあかんわけです。それも結構手間なんですよ。45リットルやったらそこで一つで納まるわけやし、何袋も持っていかなあかんという状況も発生するわけですから、それぐらいのやっぱり臨機応変さというか、優しさを持っていただきたいな。せっかくやる事業やのに、喜んで住民の方、「ああ、よかったわ、これ助かったわ」と言ってもらう事業にしないと駄目じゃないですか。せっかくお金使って、持ち出しもやってやる事業ですから。

そこはね、何か、確かに一人家庭のところ、一人の高齢者のところでは10リットルの袋で出されてるところが多いですし、20リットルやと多過ぎてという声も私も聞いてます。それはそれでやってもらったらいいと思うんです。だけど、それ以外のところもやっぱり交換するぐらいの柔軟さというか、住民に対する優しい行政という部分ではね、やっぱり私はやるべきだと思うんですけども、そうしないというのが、ごみ減量の観点からしないと、それだけですか、理由は。その点、もう少し聞きます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、繰り返しの御答弁になります。

ごみの減量化という理由でございます。30リットル、45リットルのごみ袋を御使用いただいている御家庭でも、何とか工夫をしていただいて御協力いただいた上で、20リットルもしくは10リットル、10リットルに20リットルはなかなか難しいかと思いますが、20リットルのごみ袋に収まるようにごみの減量に努めていただくということも含めての我々の考え方ということでございます。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

もう言うのがちょっと腹立たしいというか情けないというか。だけど、これね、減量と言うたかって、45リットルの袋でやったら、30リットルと、あと20リットルで分けて入れるだけぐらいになるんですよ。だから、ごみの減量にはね、袋を分けた、交換しないからごみの減量につながると私は言い切れないというふうに思います。出るものは出ますし、当然ごみの減量してもらうこと自体の住民の協力は必要だと思うんですけども、だからといって、今回のような住民が使いやすい、喜んで使ってもらえるごみ袋の交換を10リットルだけに限定するというのは優しくないですね。このことは、もう強く指摘をして、私は今からでもきちっともう一遍見直していただきたいということは強く訴えたいと思います。

もうこれは、これ以上言っても答弁変わりそうもありませんので、この問題については以上で結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、続きまして議員御質問の2項目め、可燃ごみ処理の委託についてお答えをさせていただきます。

令和8年4月から生駒市へ可燃ごみの焼却を委託する上で、生駒市の可燃ごみの排出ルールに合わせる必要がございます。指定袋に入れてよいのは、一つ当たりの大きさが30センチメートル以下の燃えるものとなります。

その理由につきましては、生駒市の焼却炉の仕様により、ごみピットから焼却炉に投入する直前で破砕機にかけられますが、破砕機の故障を予防するために、30センチメートル以下のルールになっているということでございます。

次に、新たな「ごみの分け方・出し方」の冊子につきましては、現在作成中でございます。2月末に配付されます3月号広報に合わせて配付する予定としております。冊子が配付されてから4月の実施までには一月程度ございますが、周知には繰り返しのアナウンスをする必要があると考えておりますので、可燃ごみの変更点について、11月号広報から毎月掲載をして周知徹底してまいります。

併せて、2月末から配付する予定のごみ袋の配付時に、可燃ごみの出し方の変更点及び冊子の配付時期、方法などを記した案内チラシを同封をさせていただくことで、広報が配付されない住民の方々へも一定の周知を図ることができると考えております。窓口での冊子配付についても併せて周知できるものと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○7 番

ありがとうございます。

ちょっとこれ、12月号に載ってました。11月号からスタートしてるということなんですけども、非常にこれでは分かりにくいし、住民さんから、30センチって、結構30センチって考えたら小さいんですよ。いわゆる布とかああいうものといったら30センチを超える分もあるわけですよ。あるいは紙類であっても、汚れてしまって、再資源に使えないようなもの、それも畳んで入れても、袋を破ってやったときに元に戻ったりするという可能性もあるわけです、大きさとしてね。そういうふうなことも、そうすると、切って30センチ以下にして出してもらわなあかんのかとか、あるいは30センチにしてくって、それが広がらないようにちゃんとして、そういう形で出してもらわなあかんのか、そこら辺はどんなふうになるんですかね。ちょっとそこら辺もね、もし広報するときであればきちっとせなあかんし、非常にそうならば、住民さんにとっては負担が大きくなるということにもつながっていくと思います。それが分別につながるのであれば、それはそれでいい部分も出てくるかもしれないんですが、非常にそういう部分では手間がかかるごみを出すという形になってしまうんですけれども、その点はどうなのでしょう。

ごめん、もう1点、広報が入らない住民さんのところへの周知を、ごめん、もう一度聞かせてね。

それと、実際ハイツなんかでは、住民票を移さずに住んではる方もいる場合もあるんです。うちもハイツで、やっぱりトラブルあるんです、ごみの集積所を見たら。もう全然可燃ごみに入れたらあかんようなものも突っ込んで出されてたりとか、そんな場合は紙を張って回収はされてないんですけれども、特にやっぱりそういう集合住宅なんかに入ってる場合はなかなか難しいなというふうに思うんですけれども、この点について、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それと、これは生駒市でお願いするわけやから、可燃袋を破砕機にかける前に破るでしょう、袋。破ったときに30センチを超えるものが出る可能性だってあるわけです。今後、だからそういう意味では、平群町のごみは、約束した大きさより大きいものが結構入ってるよみたいな話になったら行政間との問題、トラブルにもなりかねませんのでね、そこら辺、ほんまに慎重に十分住民さんに協力を得られるような対応を取っていかないと駄目だと思うんですが、その点については、行政として危機感を持ってやっていただけてるのかどうか

というのはちょっと感じております。

ちょっとその点も含めて、それと、それによって結局粗大の量が今度は増えてくるのではないかなと。今まで可燃ごみの袋で入ってたものが、30センチ超えたら今度は粗大ごみでは出さなアカんと。これまでよりは絶対粗大の量は増えると思うんですね。それ、どうするのかという問題も今後出てくると思うんですけども、この点については、どのように行政としては対応していこうと思われているのか、これも含めてお願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

数点、再質問いただきました。答弁漏れなどございましたら御指摘ください。

まず1点目ですね、30センチ以下という、生駒市のごみの出し方ルールでございます。先ほど私、御答弁申し上げましたように、これは生駒市のルールに合わしていかないと当然駄目だということですので、平群町の住民の方にも御協力を願っていくこととなります。30センチを超える紐であったり布であったりは30センチメートル以下に切っていただいごみ袋に入れていただくと。今、手元に生駒市のごみの出し方のルールの冊子がございますが、その旨、市民にも周知されてますんで、併せて平群町の住民の方にも同じように周知を十分徹底をさせていただきたいというふうに考えております。

それと2点目ですね。自治会などに所属されてない、広報が配付されない世帯へのごみの出し方の周知でございます。すみません、もう一度御答弁申し上げますと、2月末から、先ほどの議員御質問いただいたごみ袋の配付事業、その配付するときに、可燃ごみの出し方の、今回変わる変更点、また冊子の配付の時期であったり方法などを書いた案内チラシを作成をさせていただいて、それを配付するごみ袋と併せて同封をして配らせていただきたいというふうに考えてます。そのことによって、広報が配付されない住民の方々にも、そのゴミ袋は世帯に一つ届きますんで、目にさせていただく機会が増えるのかなということ考えてます。そういった御答弁でございました。

次に、住民票がない方への周知でございますが、これはホームページなどで御確認をしていただくという方法でしかないということ。窓口に来ていただいたらお渡しはできるということですので、冊子の窓口配付とホームページでの周知ということになってきます。

それと、議員御指摘いただきましたように、平群の住民の方が生駒市のごみの出し方ルールに合わせていただい御協力いただかないと、もちろん行政間トラブルにつながる可能性はありますんで、その辺、我々も十分に認識しており

ますので、出し方の周知徹底にはこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

あと、粗大ごみにつきましても、議員おっしゃられましたように、当然今まで30センチを超えるものは袋の中に出せば処理しておったわけですが、今回からは粗大ごみということになりますので、それが増えていくというのは、これ事実でございます。清掃センターなどである程度の分別、粗大と粗大でないものの分別もさせていただいた上で、これは今でもやらせていただいておりますけれども、これを引き続き実施することで、粗大の増える量についても抑えていくということで、当面考えております。

以上です。

○議 長

植田議員。

○7 番

ありがとうございます。これ、30センチ以下に切ってもらうんですね。これ、大変な作業やなと私は思います。

私、さっきちょっと聞いた、その30センチ以下にくくって出してもらうことは問題ないですよ、切るだけじゃなくて。切るだけやったら、それこそ大変やから、30センチ以下であれば受けてくれるのであれば、その大きさにした部分をくくって出すということもあると思うので、そこら辺は分かりやすい、あるいは住民の方が協力しやすい方法を、やっぱりきちっと丁寧に説明をして協力を願うというふうな体制をぜひ取っていただきたいなと思います。

変わる時期はやっぱりいろいろ混乱して、いろんなトラブルは出てくると思っていますので、そこはもうぜひそうやっていただきたい。

それと、あと一応自治会に入っていないところには、2月の無料のごみ袋配付のときに案内を入れるんだということなんですけども、分かりやすい中身で目につくようにしてくださいね。そやないと、ぽっと横にやられたら全く分からない状態になってしまいますし、冊子はそのときは入れないんでしょう。だから、冊子を取りにってもらわなあかんわけでしょう。それも、公共施設、これ今、広報とかスーパーとか、町内何か所か置いてもらってるところはあると思うんですけども、そこら辺にも置いていただくという考えは持っておられるかどうかね。公共施設も、役場だけじゃなくて、ほかのプリズムなんかでも一定数置いてもらって、そこにも取りに来てもらえるという状況を作るべきだと思うんですけども、この点についてはどうなのかお聞きをしておきたいと思います。

粗大をまた分別して、粗大からまたやる、できるだけ粗大になる分を減らし

ていくというふうなことだったんですが、なかなかそう簡単にはいかないんじゃないかなというふうに思ったりもしますので、そこら辺はやっぱり出す段階で住民の理解を頂くような対応を行政としては十分取っていただきたいというふうに、とにかく分かりやすい状況、住民さんがきちっと理解していただける、分かりやすい状況で協力いただける状況をつくるということは行政の責任ですので、その点についての決意だけお聞きしておきたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま議員のほうからもいろいろと御助言も頂きました。当然、住民の方に出し方のルールを守っていただくというためには、こちらのほうからの情報発信を十分にさせていただいて、丁寧に御説明をさせていただいた上で成り立つものであるというふうに思っておりますので、今回作成する冊子についてもできるだけ分かりやすく作成をさせていただいて、住民の皆様にご理解を頂けるようにということで作成を進めてまいりたいと思います。

また、冊子の配付場所、配置場所といいますか、については、それぞれ各公共施設にも配置をさせていただきたいというふうに考えておりますし、もし御協力いただける店舗等がございましたら協力もさせていただいて、冊子のほうをその場所に配置をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

ありがとうございます。ぜひぜひ、大きくごみの出し方が変わって、住民さんの中に、特に高齢者なんかは混乱しはる部分も多いかと思っておりますので、そこは十分丁寧に対応していただいて、できるだけスムーズに新しい体制に移行できるような対応を、行政側としては、頭をひねってしっかり住民さんに届けていただくということは、これはもう強くお願いをしておきます。

この件については以上で結構です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、植田議員の御質問の3項目めの小中学校のトイレに生理用品の設置をについてお答えをします。

女性の生理に対する衛生かつ適切な措置は、これまでも生命の尊厳に関わる

大切なこととして捉え、その対応の在り方を学校とともに進めてきております。

悩みやつらさを他人に相談できず、1人で抱え込んでしまう子どもが存在することは看過することはできないことであり、特に相談をためらう児童・生徒や自己表現が苦手な児童・生徒への配慮が求められることは言うまでもありません。

このため、本町では、各校の保健室や女子トイレの個室に生理用品は保健室等でもらえることを掲示し、児童・生徒との対話を通じて、安心して支援を受ける環境づくりを進めています。

何より、児童・生徒の不安や心配等の内面への気づき、そのために必要となる配慮ある対応こそ全てにおいて求められる学校の役割であり、果たすべき責務であると認識しております。

引き続き、全ての教育活動を通じて児童・生徒の人格形成が図られるよう、学校に働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

だからね、これ文科省がわざわざそれ出したのは、やっぱり保健室だけでは対応できないし、子どもたちのそういう、今部長がおっしゃったようなね、なかなかいろんな、言って生理用品をもらうということにためらいを感じる子どもたちもいてると。だから、設置場所、提供場所を保健室以外に設置場所を設ける工夫をなささいよと、わざわざこれ、2021年の事務連絡で出してるわけですよ。そういう子どもたちが必要としているときに言い出しにくい、そこに配慮するためにも、配慮して安心して入手できるように、提供場所を保健室以外にも作りなささいよって。もらってるでしょう、これ多分、教育委員会も。そやのに、何でその保健室に固執するのか、意味分からない。子どもたちの立場に立ってないじゃないですか。別にこれをもらうことで、悩みや何かあって相談したかったら、それはしに行きますよ。別に生理用品もらうときに、わざわざその相談まで行ってたらトイレ間に合えへんからね。

ほんで、保健室の場所によっては、短い休み時間の中で取りに行つて先生おれへんかってもらわれへんかって、トイレ行かれへんかって大変なことになった。全国的には、それこそトイレトーパーを畳んで緊急応急処置をせなあかんような状況を作り出すんですか。だから今、生駒郡でも平群以外は全部設置したんですよ。子どもたちに喜ばれてると言ってるんですよ。公共の施設にも広がってきてるんですよ。そこを考えていただきたいというふうに私は思い

ます、平群町は特にね。

これ、性別で異なる生理機能を当たり前のこととして認識していただきたい。女性はそういう生理機能を持つてるから、だからトイレットペーパーと同様に生理用品も小中学校のトイレに設置をすべきなんだということを私は求めてますし、子どもたちにも聞いてあげてほしい。

子どもたち自身の声はどうなんかな。子どもにとったら、私は置いてあったらすごい喜ばれると思いますよ。一々保健室まで行って、先生こうなんです、ああなんですともらってくるよりか。先生おれへんかったら、もらわれへんかったら、もうそれこそ大変なことになるわけやからね。だから、それがあっても怒られるようなことはないでしょう、子どもたちからは。まず、その当事者である子どもたちの声を聞いてあげてほしいです。それ、ずっとアンケートを取ってくださいというふうな、この秋のキャラバンのときにも要望を婦人団体から出てましたが、しませんと。何のためのあれなのか。子どもたちが学校生活を安心して暮らしていくために、生活できるために提案してるのに、子どもたちの意見聞かんと、学校側と教育委員会とで話をしてやる。私はこれはおかしいと思う。当事者である子どもを置いておいて大人だけで決めてしまうこと自体は間違いだと思いますよ。だから今、全国的にも、あるいは生駒郡でも、平群以外は全部広げてきてるんじゃないですか。そのことは、平群町はもっときちっと認識していただきたい。それでも答弁変わりませんか。

○議長

教育部長。

○教育部長

当初の質問でも頂いてました2021年4月の文科省の通知ということで、これは私も見ております。4月14日付け事務連絡ということで、これは内閣府、当時はコロナ禍ということで、内閣府が実施する女性の相談支援及び子どもの居場所づくりに係る交付金と、この交付金の活用をしてくださいということで文科省が通知をしてたということで、その中で、何を言ってるのかと聞いてましたら、相談、子どもの孤立とかそういったことに対して、居場所づくり、こういったことを支援してくれということで、その中に、おっしゃるとおり、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童・生徒の配慮ということで、保健室以外にも設けたらどうかと、これは書いてあります。

その下のほうに、見ていきますと、学校における相談体制ということで書いてあるんですけども、ずっと読んでいきますと、その際、生理用品等を自身で用意できない児童・生徒への支援についてということで、また書いてあるんですね。だから、持ってこないということは、持ってくるということを前提にし

てるような書き方というようにも思いまして、それ以後ですね、何か出てるというのは、ちょっと今、見当たるところがなかったので、奈良県の教育委員会のほうにも確認させていただきました。文部科学省がこういったことを推奨しているのか、通知が来ているのかということも確認したんですけども、そういったことはないという回答を頂いております。県のほうも、県立の高等学校をはじめ、県立の学校にはそういった指示はしていないということでおっしゃられております。

それから、たまたまこれ、生駒郡はですね、平群以外なってるんですけども、先ほどおっしゃられた市区町村で、学校で295があるということで、これは全国の自治体からすると18%という形になりますし、役場庁舎ということでも121の自治体ということで、これも全国の自治体、役場庁舎一つというふうに考えると7%ということで、まだちょっと数字的には少ないのかなというふうに感じております。

いずれにしてもですね、学校現場の話もこの間もしてきたんですけども、やはり、対話の中で渡していくというのが大事であるということをおっしゃっています。文科省の通知にもあります、言い出しにくい子どもへの支援ということで言えば、十分それがそういうことで果たしているということも言えますし、実際平群の中では、養護の先生方に聞いたんですけども、そういった子どもがおれば、ほかにもいろいろ問題を起すであろうと。だから、分かりますということ、それはもう現場のほうからも意見がありましたので、自信を持って言えるというふうなことも聞いております。その辺は、現状の対応で、学校現場ですんで、その対応については現状のままでもいいというふうに考えております。

○議長

植田議員。

○7番

私は何も保健室に置くことがあかんとは言ってないんです。保健室にも置いてもらったらいいですよ。そうやって子どもたちが相談に、別にその生理用品を、行ったときに相談する以外にも来てると思いますよ。それはそれで、そこで子どものいろんな悩みに対応してやっていただくということは十分やけども、そうじゃない場合もあるわけでしょう。それを、さっき言ったように、いろいろ子どもによっては、やっぱりそれを言い出すことが言いにくいとかいろんなことがあって、だけど、そういう体の生理機能に関することから、それをやっぱりスムーズにできるという方法として、やっぱり学校トイレに設置してるわけですよ。それが、7%が少ないとか言いやるけど、それを広げ

て、私はいくべきやと思いますし、生駒郡で4町の中でうちだけやってないというのは、私はもう、あと子どもの立場に立ってないなというふうに思います。

もうほんまにちょっとね、情けない、恥ずかしい思いをしています。だから今、貧困だけじゃないんですよ。これは女性の生理機能、男女で違う生理機能の部分でどうカバーしていくのか。昔はトイレットペーパーだってトイレになかったですよ。自分で用意せなあかんかった。だけど、それは人間が生きていく上で、生理機能の一つだからということで置くようになったわけですよ。最初、置いたら、持って帰る人がおるん違うかとか、何かいろんなそういうことで問題になったんやけど、そんなことないですよ。やっぱり、そこで使う場合にだけ使わせてもらうということですね。

それと同じように、生理用品も、女性だからそういう生理的な機能としてあるわけやから、それはトイレットペーパーと同じようにしていくべきだと思いますし、だから今、公共の施設や、あるいは民間のところでそういうものが設置され出したわけですよ。女性の、私は地位とまでは言いませんが、尊厳をしっかりと守れる社会の一つの私は表れだというふうに思いますので、それを平群町でもやっぱりやっていくべきだということは、これはもうこれからも求めていきますけれども、私は、この件についてはこれからも強く求める、実現するまで含めてやっていきますので、これは教育委員会、しっかり考えていただきたいということは言うておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

3時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時59分)

再 開 (午後 3時15分)

○議長 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長 長

発言番号6番、議席番号5番、山本議員の質問を許可いたします。山本議員。

○5番

議席番号5番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、

先般通告させていただきました、大きく1点について質問させていただきます。

負担の少ない自治会運営と公平性の確保についてであります。

現在、全国的な人口減少や社会構造の変化に伴い、地域コミュニティーの要である自治会の担い手不足が深刻化しています。また、自治会の存在意義に理解を得られず退会される方や、転入されても入会されない方も増加傾向にあります。各地方自治体は、その根幹と言われる自治会運営について、抜本的な見直しが必要な時期に来ていると考えます。

現状の自治会の現場では、町から依頼される広報紙や回覧物の配付、民生委員等の推薦、国勢調査員の選出、自主防災組織の結成や防災訓練の実施、清掃活動や募金、子どもの見守り、そして、ごみステーションの管理等があり、通常の自治会運営に加えて、非常に多くの依頼に応えている現状です。これに加え、防犯灯の管理や防犯カメラの設置についての補助金申請業務といった事務事業も大きな負担と言えます。

そもそも自治会とは、地方自治法で地縁による団体として位置づけられた任意団体であり、行政組織の一部と解釈してはなりません。しかし、行政からの依頼、お願いは従来どおりであり、少子・高齢化が進む中で、これらが現場にとって過重な負担となっています。この負担増が役員の成り手不足や自治会離れを加速させる悪循環を生み出しており、行政と地域コミュニティーの持続可能な関係構築が急務となっています。

こうした負担の軽減と並んで、私が今回強く訴えたいのが公平性の確保という視点です。近年、自治会を退会しながらも、ごみステーションの使用など、地域インフラの恩恵は受け続ける、いわゆるフリーライダー、ただ乗りと称される問題が、真面目に会費を払い、活動している加入者の不公平感を助長し、さらなる退会を招く一因となっています。

そこで、平群町各自治会の現状を把握するため、5点質問いたします。

小さく1点目、各自治会への加入状況について。

現在の各自治会の加入率の平均値及び加入率が高い自治会、低い自治会の現状を伺います。

2点目、未加入の町民に対する加入促進施策について。

増加傾向にある未加入者に対し、町として現在、どのような加入促進施策を講じているのかを伺います。

3点目、自治会運営に対する具体的な支援について。

自治会の運営を支えるため、町からどのような補助や財政的支援が行われているのか伺います。

4点目、自治会への負担軽減の取組について。

前段で述べたとおり、行政からの依頼事項が多岐にわたり、限界を迎えています。広報配付や各種委員の選出など、自治会への負担を軽減するための具体的な取組について伺います。

5点目、公平性の維持と退会抑止に向けた受益者負担の考え方についてであります。

自治会を退会した住民がごみステーションの使用権などを求めた訴訟において、本年10月28日に名古屋高裁金沢支部で和解が成立いたしました。その内容は、退会者が自治会に対し、年額1万5,000円の使用料を支払うというものです。この裁判で示されたとおり、未加入者であっても、ごみステーション管理や防犯灯の電気代、地区公園の清掃、防災・防犯活動など、自治会の恩恵を受けています。現行会員の納得感と公平性を担保し、安易な退会を抑制するためにも、未加入者に対して、ごみステーション利用料や地域維持協力金といった金銭的な負担をお願いすることは妥当性があると思いますが、町の見解を伺います。

以上、行政側におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

寺口理事。

○理事

山本議員の1点目の自治会の加入状況についての御質問にお答えいたします。

各自治会の報告によりますと、令和7年10月現在の加入状況は町全体で80.1%であり、そのうち、加入率が高い90%以上の自治会は6自治会となっております。また、加入率が低い50%未満の自治会につきましては3自治会となっております。

続きまして、2点目の未加入の町民への加入促進施策についてです。

自治会や転入される方に対して、自治会の役割や重要性を記載したチラシを配付するとともに、広報紙やホームページにより、自治会への加入促進を図っております。また、脱退を希望する方から相談があった際には、自治会には災害発生時などの共助機能があることや、自治会費が防犯灯の設置や地域の清掃、緑化活動など、地域の安全・安心な暮らしのために使われていることなどを説明し、脱退防止に努めております。また、今週末、12月13日には自治連合会主催によります自治会の課題解決に向けた研修会を開催するなど、新たな取組にも取り組んでおります。

3点目の自治会運営に対する具体的な支援につきましては、自治会運営に対する補助金や防犯カメラ、防犯灯の設置に対する補助金、集会所や自治会館の

改修などに対する補助金、ごみ集積所整備に係る補助金などを交付し、自治会の支援を行っております。

4点目の自治会負担軽減の取組についてです。

広報紙の配付について、自治会員数が多い自治会へは自治会内の数か所に分散配付を行っており、自治会長等からの要望や連絡、各種報告についてもメール等でのやり取りで対応するなどの負担軽減を行っております。また、各種委員等の選出につきましては、一例ではありますが、選挙に伴う立会人について、推薦いただく人数を縮小するなどの負担軽減も図っております。

5点目の公平性の維持と退会抑制に向けた受益者負担の考え方についてです。

自治会の加入、未加入による公平性は全国的な課題であるとされております。本町の一部の自治会におかれましては、防犯灯の電気代を脱退された方からも負担されている例もあると聞いております。

ごみステーションの管理につきましては、議員お述べの判決結果では使用料を支払うとされており、この結果につきましては、地域の実情が考慮されたものとの分析もされていることから、個々のケースによるものと考えております。

今後におきましても、自治連合会等とも意見交換をしながら、自治会への負担軽減や公平性の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

山本議員。

○5番

それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目の加入率ですが、90%以上が6自治会、そして50%未満が3自治会で、町全体で80.1%という回答でした。50%未満というのは、これは運営自体にかなり影響が出るパーセンテージかと思いますが、総務省では、全国600市町村ですが、アンケートを行ったところ、ちょっと古い情報なんですけど、平成22年時点は78%の加入率だったのが、年々やっぱり減り続けておりました、令和2年では71.7%ということで、平群町よりまださらに10%ほど国のほうが下回ってるということになっています。

町内におきましても、自治会ごとに課題はあると思うんですけども、加入率が高い自治会と低い自治会がありますけども、この低い自治会がなぜ低くなっているかですね、この高い自治会とは別の要因や、もしくは課題があるとは思いますが、これを行政側で把握されているのであれば、お答えできる範囲で結構ですので、ちょっと再答弁をお願いします。

2点目の加入促進施策ですが、転入される方や退会の相談があった場合は一定の説明をしていただいているということでした。これは当然自治会への加入は任意ですので、行政から強く指導することは、これはできないと思います。たまたまよいタイミングで自治会の課題解決に向けた研修会を12月13日、今週の土曜日開催していただくとのことでした、私も非常に興味があるんですが、開催に至る経緯とですね、もうちょっと研修内容、もし分かることがあれば、詳しく御説明ください。

そして、3点目なんですが、補助金を交付することで自治会に支援しているということでしたが、その補助金を受けるための申請業務が我々自治会にとっては大変大きな負担になっているということ、これちょっと4点目と一緒に質問しますので、3点目は結構です。

4点目になるんですけども、自治会負担の軽減で、広報紙の配付方法については要望に合わせて工夫し、選挙の立会人は、これは法定数があると思うんですが、縮小するということでした。これも、内閣府のアンケートを使って申し訳ないんですけども、各市区町村が自治会等のために取り組むべきことで最も多かった回答が、やはりこの行政からの依頼事項の見直し、こういうことが上がっております。この小さな4点目では、ちょっと2点再質問させていただきたいんですけども、まず1点目としまして、今定例会の議案第52号では、公告式に関する事務のデジタル化及び効率化を図るため、東山、元山上口、平群、竜田川駅前に設置している四つの掲示板を削り、町のウェブサイトに掲示するというので、これは即決、可決いたしました。

自治会内にも多数の掲示板がありまして、貼付け業務や維持管理も大変大きな負担になっています。地域活動のデジタル化、これも同時に進めていかないといけないと思うんですが、その推進する施策の一つとして、自治会員の総意等があればですね、この自治会内の掲示板を廃止することは可能でしょうか。

そして2点目、自治会長等から要望や連絡、報告は、町行政でメールでやり取りをして負担軽減をしていると答弁されていましたが、町補助金の申請業務、これもデジタル化を進めていって簡素化することは、まず可能であるのではないかと。印鑑等の問題もあるとしても、このデジタル化を進めていただきたいのですが、これは町の見解をお伺いいたします。

5点目なんですが、公平性の維持と退会抑制に向けた受益者負担の考え方について、各町内の自治会の取組事例をちょっと挙げていただいたわけなんですが、町行政としての見解としては、独自のルールは認識しているけども、自治会と退会者であり、未加入者間で解決を望んでほしいというような御答弁だったかと私は認識いたしました。そのほかの自治会でもですね、様々な理由で環

境愛護デーの活動に参加できない場合は1,000円を自治会に納めることで免除するというルールをつくっておられる自治会もあるそうです。

これらの事例を各自治会で情報共有しておくことは重要であり、退会された方や未加入の方の合意の下で、常識的な範囲で御負担いただく各自治会の独自ルールを今後は作成して、公平性を保つ自治会增加するのではないかと思います。この件については大きな一歩になるのではないかと思います。各自治会からの独自ルールの作成について、もし行政側のほうに相談があった場合ですね、これはまた、丁寧な御対応をお願いしたいと思います。

5点目も、これはこれで結構ですので、1点目、2点目、4点目の再答弁をお願いいたします。

○議 長

寺口理事。

○理 事

それでは、順次再質問にお答えさせていただきます。

1点目の加入率が低い自治会の要因や課題についてです。

自治会や脱退された方にヒアリングも行っておるところです。聞き取りの中では、主な要因といたしましては、全国的な課題と同様でありまして、高齢者や共働きなどの増加等による役員の担い手不足や負担など、また、地域活動への参加者の減少、コミュニティーの希薄化等により、自治会離れが進んでいるものと考えております。

2点目の研修会の開催に至った経緯でございます。

自治会の課題解決について、先進事例等の取組を参考とした研修会が開催できないかなど、常日頃から自治連合会と協議を行ってまいりました。他の自治会におきまして、自治会や町内会の活性化等について講演が開催されていた事例もありましたので、課題解決の糸口になればとの思いにより開催に至ったということでございます。

研修内容につきましては、自治会運営の負担軽減や担い手を確保する今後の運営方法、取組のノウハウなどについて、解決のヒントや運営についての講演及び意見交換となっております。

4点目の質問に対する1点目でございます。

町からの掲示物等はホームページからも閲覧可能としておりますが、掲示板への掲出につきましては、自治会の御協力を頂いているところでございます。自治会内の掲示板の廃止につきましては、自治会により管理されておられることもあり、各自治会により協議いただくことになるものと考えております。

4点目の質問に対する2点目でございます。

補助金の申請用紙等につきましてはホームページからもダウンロードが可能となっておりますが、添付書類の提出などの課題もあり、デジタル化による簡素化につきましては、現状どおりの申請方法を希望される自治会があるということにも配慮する必要があると考えております。つきましては、自治会の意向も確認する中で、現状での申請手法も考慮する中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山本議員。

○5 番

まず、1点目の加入率の低下原因は、これは全国的な課題と同様にということで答弁をされましたけども、この平群町内という非常に小さな、同じ環境と言っているかと思うんですが、この中でも加入率に大きな差が生じています。自治会ごとの課題を把握して改善していくことが必要であるのではないかと思いますので、これも2点目とがっちゃんこさせますけども、2点目で再答弁されたこの研修会ですね、ここにちょっとパンフレットを御用意させてもらってるんですけども、意見交換もしながらですね、ちょっとお願いなんですけども、研修の最後にですね、ちょっとアンケートなんかを取っていただきまして、その地域ごとの課題を把握していただいて、加入率の改善ポイントを見つけ出して、これは自治連合会と共有していただきたいと思いますので、これはちょっと提案ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

4点目の自治会内の掲示板については、これは自治会で判断していくということでしたので、継続や廃止に向けては、自治会ごとで協議して決めてまいります。

また、各補助金申請の簡素化については検討していただくということでしたんですが、これはちょっと前向きだと捉えまして、ありがとうございます。今後については、具体的な申請方法を、ちょっといろんな申請内容によって、そろえる領収書でありますとか写真でありますとか、いろいろ添付の種類がありますので、これらをちょっときれいに整理してからですね、1年間で役員が代わる自治会も最近増えておりますので、誰が見ても、この書類さえそろえればこれで申請をできるんだなという、分かりやすいホームページなりですね、そういうものを作ってから周知していただくことをお願ひします。

防災会や自治会に関する補助金についてもですね、ここはちょっと政策推進課さんとは窓口が違うんですけども、こういうのも同時にですね、簡素化に向けての御検討をお願ひしたいと思います。これ、ちょっとお願ひだけになりま

す、すみません。

最後になるんですけども、現在の加入率が高い自治会においても、何らかの対策を講じなければですね、このまま数年先にはもう低下していくことが容易に想像されるわけでありまして。加入率が低下するとですね、私はもう圧倒的に地域コミュニティーが希薄になって、防犯や防災活動の軟弱化とかですね、それから独居高齢者の日常生活の異変にちょっと気づかないということがあり、孤独死の増加にも影響すると、こういうことが言われているわけですね。

ですので、今回質問いたしました事項以外でも、私たちは公園管理だとか防犯灯管理といった自治会負担の課題は山積しているんですけども、自治会負担軽減と公平性の確保を行い、加入率の向上を目指すために、さらなる町行政の御協力をお願い申し上げまして、私の一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、山本議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時38分)